

第四章 初期の「按察使」の役割

はじめに

古代の行政区分には、基本に「国・郡」制があり、その下部に「郷（・里）」があった。また、その上部構造には、交通路（駅路）を基幹とした「畿内七道」制があった。歴史的には、畿内から派生する「四道」や、後の国に相当する部分を「道」と呼んだとみられる痕跡も僅かながら残されている（1）。本稿で考えてみたいのは、「国」よりも大きく「七道」よりは小さな範囲の、「按察使」が支配した広域行政圏の可能性についてである。さらに言えば、この按察使こそが、国家の政治的意志を体现して、一連の地域再編成の現地での事務の遂行者として、重要な役割を果たしていた部分があると考ええる。

按察使は、巡察使・觀察使などとともに地方監察のための職であるとされる。中国官制の「大都護」に範をとった令外官のひとつであり、八世紀前半に設置されて以来、内容を変化させながら平安時代にまで及んでいる（2）。その変化をかいつまんで整理すると、

- I（八世紀前半） 実際全国的に設置され、機能していた段階
- II（八世紀末〜九世紀） 陸奥・出羽両国を中心に設置されていた段階
- III（十世紀以降） 大納言・中納言・参議等の兼官で、名目のみの存在となった段階

ということになる。但し、Ⅰ段階からⅡ段階への移行は必ずしも明瞭ではなく、Ⅱ段階からⅢ段階への移行も徐々に行われた可能性がある。

当面問題にしたいのは、対象地域が限定されたり名目上の存在と化してしまつたような段階ではなく、按察使が本来期待されていた機能を果たしていたと考えられるⅠ段階である。律令政府の直接管理が可能であつた畿内近国（「摂官」が代替）及び大宰府管内の西海道（「大宰帥」が代替）などを除く殆どの国々が、何らかの形でその指揮・監督下に組み込まれ、影響を及ぼされたと考えられる。按察使の設置によって、律令制的地方支配の何がどのように変えられようとしたと考えられるのか、具体的な地方支配の事例の検討を通じて、制度上の問題に留まらない運用上の実態を考えてみる。按察使はその存続期間が長期にわたることもあつて、関連史料は少なくない。以下、史料の実態に即して按察使の内容を整理してみたい。

1、創設の事情

『続日本紀』養老三（七一九）年七月に、全国的に「按察使」及び「按察使典」が任命される。後者は記事の日付で六日遅れとなつており、位階が「続紀」掲載の基準に満たないためか、すべての個人名が削除されている。その職務は「其の所管する国司、①若し百姓を非違及び侵漁すること有れば、則ち按察使親しく自ら巡省し、状を呈りて黜陟すべし。其の徒罪以下は断決し、流罪以上は状を録して奏上せよ。②若し聲教之条々。部内を脩て肅清なれば、具に善最を記して言上せよ」というものであつた。

これらの原史料に当たると考えられるものが『類聚三代格』巻七に収められているが、それによれば、

- ① 職に在りては公平、身を立てるに清慎なりや
- ② 剖断理に合い、獄訟冤無きや
- ③ 籍帳皆実にして、戸口遺す無きや
- ④ 戸口を繁殖し、調庸を増益せしや
- ⑤ 農桑を勸課し、国阜へ家給せるや
- ⑥ 官に在りて貪濁、事に処して平らかならざるや
- ⑦ 子弟を容縦し、請託公行せるや
- ⑧ 酒を嗜みて沈湎し、政遊度無きや
- ⑨ 逋逃境に在り、淹滞歸らざるや
- ⑩ 肆に姦猾を行い、以て名官を求むるや

の十条が「巡歴管国防察事条」として示されている。この後に、「百姓在有前件善惡状迹者……」が、八条である。これらのうち①～⑤は職に関する事、⑥～⑩は官に関する事であるが、特に後半部分は心得に近く、多分に散文的・理念的である。最末尾に元明天皇が「聞」と署しているが、どのような手続きを経ているのかよくわからず、通常この種の史料が「太政官奏」「太政官符」「太政官処分」などで処理されているのとは比べてやや異例である。

なお、実際に任官した人物の位階は従五位下から正四位下まで幅があり、当初は人物優先で具体的な任用規定が伴わなかった可能性がある。最初の段階の按察使所治の国の組み合わせについて整理すると次のようになる。

【養老三年制】

- ・伊勢按察使―伊賀・志摩
- ・遠江按察使―駿河・伊豆・甲斐
- ・常陸按察使―安房・上総・下総
- ・美濃按察使―尾張・參河・信濃
- ・武蔵按察使―相模・上野・下野
- ・越前按察使―能登・越中・越後
- ・丹波按察使―丹後・但馬・因幡
- ・出雲按察使―伯耆・石見
- ・播磨按察使―備前・美作・備中・淡路
- ・伊予按察使―阿波・讃岐・土佐
- ・備後按察使―安芸・周防

※常陸・遠江・伊豆・出雲に「乗傳給食」の特例
※河内・摂津・山城には九月に「撰官」

なお、養老四年（七二〇）には早くも「典」が「記事」と名称変更されている。翌養老五年には「撰官」の記事も同様に「検事」と改められている。

同じく養老五年（七二一）五月には、按察使への具体的な政策的指示として「一」地方寺院の併合の命令が出された。これは先発の各「国師」との協業になったであろう（3）。

翌六月には按察使の待遇がようやく確定し、按察使の給与が正五位相当・記事の給与が正七位相当ということになり、一般の国司の上位に位置づけられた。その際には「朕之股肱。民之父母。獨り按察に在り」とまで評価され、給与が多い理由も「寄せは重く務めは繁きこと群臣と異」なるからであるという。

養老三年体制後の新たな国の設置などを承けて、同年八月にやや規模の大きな追加及び組替えがあった。

・長門按察使（新設）―周防・石見

・美濃按察使―諏方・飛騨

・陸奥按察使―出羽

・越前按察使―佐渡

・出雲按察使―隱岐

・備後按察使―備中

※大和守―紀伊

※河内・和泉―養老六年三月に「知河内和泉事」

これらの結果を整理すれば、全体としては次のような再編成がなされたと思われる。

【養老五年制】

・伊勢按察使―伊賀・志摩

- ・遠江按察使―駿河・伊豆・甲斐
 - ・常陸按察使―安房・上総・下総
 - 美濃按察使―尾張・參河・信濃・諏方・飛騨
 - 武蔵按察使―相模・上野・下野
 - ・陸奥按察使―出羽
 - ・越前按察使―能登・越中・越後・佐渡
 - ・丹波按察使―丹後・但馬・因幡
 - ・出雲按察使―伯耆・隱岐
 - 播磨按察使―備前・美作・淡路
 - ・備後按察使―備中・安芸・周防
 - 長門按察使―周防・石見
 - ・伊予按察使―阿波・讃岐・土佐
- ※「○」印は五畿七道をまたぐ場合

ここに知られる十三の按察使所治国は、隣接諸国のなかでは国の等級が高く、広域的な行政区分を想定した場合に、は恐らく中核的な位置を占める国々であったと考えられる。特に重要な何カ所かでは五畿七道の枠組みを越えている。実態不明な部分が多いが、按察使とその他の各国司の関係も、官位相当に連動して、国の等級に準じた扱いがなされたのではなからうか。

養老六年（七二二）十月には「Ⅱ」按察使所治国以外の「国博士・国医師」が人材難により停止された。国学等は数カ国にひとつの希少な存在となり、按察使所治国の国学等の重要性が増すことになったろう。このことは逆に国学の本来的な需要を示しているかもしれない。

また、『公卿補任』神龜三年には「参議正三位藤原房前」が「授刀長官兼近江若狭按察使」に任ぜられたと記されているが、この記事を信じれば按察使は、畿内・西海道を除くすべての国を網羅したことになる。

以上「Ⅰ」・「Ⅱ」の他には、最初期の按察使全体としての政策への関与をうかがわせる事例はない。問題なのは、この体制がいつまで持続されたかということであろう。延暦十七（七九九）年六月には、陸奥国の官員の定数の中に「按察使一人・記事一人」が組み込まれており（４）、弘仁三（八一二）年正月には「陸奥出羽両国按察使」の位階が「正五位上」相当から「従四位下」相当に改められている（５）。恐らく実態として陸奥出羽両国以外の国の按察使はほとんど任命されず、されても現地には赴かなかつたと思われる。

右のことは、実状を踏まえた現状追認の可能性が高いが、さらに按察使が本来の機能を果たさなくなった時点の特定の可能性を探ってみると、先ず注目されるのが『続日本紀』天平勝宝四（七五二）年十一月三日の記事である。

この日は、①叙位記事と②佐渡国守再置の他に、③任官記事があり、このなかで橘奈良麻呂が「但馬因幡按察使」と「檢校伯耆出雲石見等国非違事」とに任命されている。地域割りで養老五年制の区分が崩されているとともに、「檢校非違事」というのも本来按察使に期待されていた職務の一部で、後者の地域に関わる出雲按察使・長門按察使が機能しなくなっていたことを示す。

同様に、『続日本紀』天平宝字五（七六一）年正月には藤原惠美真光が「（陸奥鎮守副將軍鎮国衛豊驍騎將軍）兼美濃・飛騨・信濃按察使」、藤原御楯が「（授刀督）兼伊賀・近江・若狭按察使」となっているが、ここでの地域割

りも時の権力者の恣意的なものである。多数国司の兼帯が不適切なので、按察使という名目を借りている状態である。『続日本紀』天平神護二（七六六）年七月の記事も象徴的である。文室大市が参議に任ぜられたという記事で、「出雲国按察使」となっているが、関連記事はいずれも原則として「国」表記はなく、これでは国司と異ならない地方官である。官位相当の関係で、給与面の優遇策としてのみ按察使が採用されている。

こうした傾向は徐々に顕著になり、宝亀年間頃になると、蝦夷の叛乱に対応して実務が関係する陸奥（出羽）按察使以外は名目的存在で、その任官者も藤原氏関係者に偏るといふ特徴がある。

2、機能とその変質

按察使の史料上の頻度が高いのはあくまでも養老年間であり、具体的な職務遂行が確認出来るのもこの時期である。天平十（七三八）年「駿河国正税帳」に「神亀二（七二五）年檢校按察使正五位上勳七等大伴宿禰山守」とあり、大伴山守は転任以前は按察使であったことが確認できる。

同様の「檢校」は、靈龜元（七一五）年・養老四（七二〇）年に続くものだが、断簡の前欠部分は和銅五年の稻穀の檢校に関わると想定されている（6）。養老四年の檢校時に、山守は既に按察使であったが、実際に自ら檢校はしていないようなので、途中から任務に加えられた可能性がある。神亀二年の檢校はこの他某郡と益頭郡の場合に行われているが、国司同士の檢校よりも厳しいものだったようである。

このことは、天平二年「尾張国正税帳」にも見えている。「養老六年按察使檢校」ということは、具体的な個人名が不明であるが、美濃按察使初代笠麻呂の後、藤原麻呂の後任の不明の人物が、なお按察使としての任務を果たしていたことが想像される。少なくとも三代の按察使の歴任の可能性が知られるのである。

しかし、あくまでも天平期の諸国「正税帳」に知られる検校は、按察使の過去の業務の痕跡であって、同時期の活動ではない。天平期以後急激に記事の頻度が低下し、実務上期待される部分も減少していった可能性が高い。

元明・元正天皇段階では重要で、次の聖武天皇段階になるとそれが継承されないという政策は少なくないが、政治首班のレベルでは養老四年八月の藤原不比等没後も動きがあるので、その後継である長屋王周辺で構想され実施された政策のひとつであった可能性がある。もしそうであれば、長屋王の死後、急激に形骸化してゆくのも理解しやすい。

養老三（七一九）年七月当初の按察使について、改めて任官者の顔ぶれを整理してみると

- ・伊勢按察使―（従五位下）門部王 a
- ・遠江按察使―（正五位上）大伴山守 b
- ・常陸按察使―（正五位上）藤原宇合 c
- ・美濃按察使―（従四位上）笠麻呂 d
- ・武蔵按察使―（正四位下）多治比呂守 e
- ・越前按察使―（正五位下）多治比呂成 f
- ・丹波按察使―（正五位下）小野馬養 g
- ・出雲按察使―（従五位下）息長臣足 h
- ・播磨按察使―（従四位下）鴨吉備麻呂 i
- ・伊予按察使―（従五位上）高安王 j
- ・備後按察使―（正五位下）大伴宿奈麻呂 k

という都合十一人が一挙に任命された。順次個人の経歴を通観してみる。

門部王は、同名異人があり紛らわしいが、天武天皇の孫で長親王の息子、高安王の弟に当たる人物の方らしい。伊勢守・按察使の後、出雲守・弾正尹・右京大夫・大蔵卿等を歴任した。極位は従四位上であった。天平十一（七三九）年四月に兄である高安王らとともに臣籍に下り「大原真人」姓を賜った。天平十七年に卒去している。「藤氏家伝」には「風流侍従」と称される程の文人であったと記されている。『万葉集』等に作歌が多い。

大伴山守は、遣唐大使の後に遠江守・按察使に任ぜられた。確認できる極位は正五位上。

藤原宇合は、藤原不比等の三男で式家の祖である。関連史料は極めて多いが、常陸守・按察使の前には遣唐副使、以後には式部卿・持節大將軍・知造難波宮事・参議・畿内副惣管・西海道節度使・大宰帥等を歴任する。なかでも式部卿は永く兼任であった。極位は正三位だが、死後従一位が贈られた。天平九（七三七）年の薨去の時点の年齢が四十四歳であれば六九五生まれで、按察使に任命された時は弱冠二十四歳であったことになる。『懐風藻』『万葉集』に作詩・作歌が多く、当代きつての文化人であった。その後の政界の主要人物にも子孫が多い。

笠麻呂は、永く美濃国司を務め（和銅三々養老四）、任期中に「吉蘇道」の開通を達成したり、養老改元に関わったりした。その後右大弁に任ぜられ、元明太上天皇不予に際して出家し、「満誓」と号した。養老七年に筑紫観世音寺建立のために遣わされた。確認できる極位は従四位下。『万葉集』に作歌が多い。

多治比県守は、多治比嶋の子で池守・水守の弟、広成・広足の兄と考えられる。武蔵守・按察使以前に造宮卿・遣唐押使、以後に播磨按察使兼持節征夷將軍・中務卿・大宰大貳兼参議・民部卿・山陽道鎮撫使・中納言・山陰道節度使などを歴任した。天平九年（七三七）に七十歳で薨去したというから、六六七年の生まれで、五十二歳のとき按察

使に任命されたことになる。確認できる極位は正三位。

多治比広成は、多治比嶋の第五子であるというが、広成は弟の可能性が高いので、兄弟にはなお不明の男子一人が存在することになる。越前守・按察使以前には下野守・迎新羅使副將軍に任命された。以後は遣唐大使・参議・中納言兼式部卿等を歴任した。天平十一年（七三九）に薨去した際には、従三位中納言兼式部卿であった。兄の県守との年齢差により、四十歳代後半に按察使であった可能性が高い。遣唐使で入唐した前後の記事が多くある。在唐三年で、唐の文物や人を多く日本に招来した。また、『懐風藻』『万葉集』に作詩・作歌が多い。

小野馬養は、丹波守・按察使以前に南海道巡察使・式部少丞・帯剣寮長官・造平城宮次官・右將軍・少納言兼造新羅大使などを歴任した。式部少丞の時に慶雲改元に関係した。位階の低い段階から史料に登場するのは特異であるが、按察使以後の経歴は知られていない。確認できる極位は正五位下。

息長臣足は、出雲守・按察使の前後の任官は知られていないが、神亀元年に「任中賧貨狼藉」のために位録を没収された。『懐風藻』に作詩があり、従五位下のとき四十四歳であったことが知られる。確認できる極位も従五位下。

鴨吉備麻呂は、播磨守・按察使以前に刑部判事兼遣唐使中佑・下総守・玄蕃頭・河内守に任ぜられているが、以後の任官は知られていない。位階の低い段階から史料に見えるのは小野馬養に類似する。確認できる極位は従四位下。

高安王は、紀皇女をめぐる女難により左降されて伊予守となった際に按察使となった。その後摂津大夫・衛門督を歴任したほか、県犬養三千代・新田部親王の葬儀を主催した。上表して「大原真人」姓を賜った。確認できる極位は正四位下で、天平十四（七四二）年に卒去したことが知られる。

大伴宿奈麻呂は、安麻呂の第三子であり、田村大娘・坂上大娘の父である。備後守・按察使以前に衛士督、以後に右大弁であったことが知られている。確認できる極位は従四位下。『万葉集』に作歌がある。

十一人の任官時の位階は、最低が門部王・息長臣足の従五位下で、最高が多治比県守の正四位下である。最多任用帯は正五位下で三人いる。養老五年六月の任用資格の確定は、低い水準の者が昇叙や解任で一掃された結果を承けることであつたらう。

按察使以後の任官事例の知られる七人のうち、門部王の出雲守任官は時期が特定できないが、現任息長臣足の前後になるだろう。後であれば二人連任となる。

藤原宇合は、神亀元（七二四）年には式部卿現任であり、少なくともそれ以前には転任していたことが知られる。笠麻呂は、美濃国司に足かけ九年間も在任し、そのうち最後の二年間按察使に任ぜられた、右大弁に転出している。

多治比県守は、唯一按察使から按察使への転任が確認できる事例だが、養老四年九月には播磨按察使現任となっており、養老三年（七一九）七月以降翌年九月までの任官で、武蔵按察使は実質一年足らずの任期の可能性がある。前任の按察使鴨吉備麻呂は、以後史料上確認できず、その死欠などによる転任であつたかもしれない。なお、県守の中務卿転出後の後任には百済王南典が充てられており、播磨按察使だけは三人が連続して任官したことが確認できる。

百済王南典は、備前守であつた時、介上毛野堅身と共同して美作国の設置に関係した経歴が光る。その後、次官の堅身が初代の美作守となった。その播磨按察使転任は、自らが行つた事業の点検に任命されたという印象である。天智天皇五（六六六）年生まれというから、任官時（七二一年）は五十五歳であつた。次の任官記事がないので判然としないが、天平九（七三七）年には散位になつていたので、それ以前には解任されていた。

多治比広成は、位階の昇叙にもかかわらず任官記事が少なく、越前按察使の後はやや間が空いて遣唐大使に転任している。

毀誉褒貶の甚だしいのは息長臣足で、神亀元年に位録を没収されているが、以後史料上確認できないので、そのこ

とよって政治生命が絶たれたとみるべきであろう。それ以前に散位となっているので、このことに関連して事実の発覚直後に解任され、門部王が横滑りしている可能性もある。

高安王は、天平二（七三〇）年に摂津大夫現任であるが、この間昇叙の記事しもなく、任官の実態は不明である。さらに、養老五年以前に設置されたとみられる陸奥按察使及び養老五年新設の長門按察使について、前者は養老四年九月に上毛野広人が現任で蝦夷に殺害されている。広人は、上毛野氏本流の中心人物とみられ、上毛野氏が被った打撃は大きかったと思われる（7）。また広人後、大野東人の現任が確認される神亀元年まで、個人名を特定することが出来ない。後者についても、同時期の長門国司が全く不明であり、個人を特定できない。

これらの顔ぶれの共通点を整理してみると、

- ① 外交官僚である（b・c・e・f・g・i）
- ② 文人である（a・c・d・f・h・j・k）
- ③ 地方官時代に任国で善政を布いた（c・d）
- ④ 按察使が最終の任官である（b・g・h・i）
- ⑤ 改元と関係した（d・g）

といった要素が抽出・確認できるが、必ずしも全体を語り得るような特徴ではない。しかし、従五位下の叙位の時期等からみて、四十歳代に比重のある五十歳前後の世代が中心で、経験が豊富で能力も高い練達の官僚が起用されていると思われる。その後の昇進は参考にならないかもしれないが、十一人中八人の極位が四位以上で、そのうち三位以上が三人も含まれるのは、とりわけ実力者が任用されていたことを示唆している。

特に特徴②については、文人政治家であった長屋王の嗜好に合致している。文芸サロンの延長上で、理想主義的な

政策が実行されようとした可能性は高い。特に、半端な寺院の統廃合や実を伴わない諸国「国学」廃止は、次の段階の国分寺造営に象徴されるような、地方仏教の国家的統制強化の前段階として、人材確保の意味があったのではないかと考える。従来言われているような教員の人材難（8）に加え、地方仏教の体制を整えるために官人への流出をためて、優秀な僧侶を生み出すための相互に関係した政策であったのではないか（9）。

当初の按察使のなかで、連任の確認できるのは播磨按察使の三人であり、この場合は個人名を特定できる。同様の可能性があるのが美濃按察使であるが、藤原麻呂は按察使だった確証がなく、三人目は個人名を特定できない。以上の他で連任の可能性があるのは出雲按察使であるが、その他の場合には遠江の相伴山守が比較的長期間（七一九〜七二五）在任していた以外、現状では詳細不明である。

初期の按察使は、養老三（七一九）年に設置され、藤原宇合の神龜三（七二六）年任官を最後に全国的・恒常的には任命されなくなる。実際に任命したくても、八世紀前半の官人の位階が全般的に低く、通常の国司の上位に位置付けられたという任用基準が制約となって後継適任者が枯渇した可能性がある。官人全体の位階が上昇した八世紀後半には、高位者の給与の補給に適した兼官となったのであろう。従って、足かけ八年・各国三名以内程度の在任者の期間にのみ本来期待された機能を発揮できた、極めて短命な官職であったとすることができるとはなからうか。

3、「相模・武蔵・上野・下野」

養老三年制の武蔵按察使の所管であった「相模・武蔵・上野・下野」という行政単位の組み合わせは、東海道と東山道とに属する国々の組み合わせなので非常に珍しい形ではあるが、絶無という訳でもない。

養老三年（七一九）から神龜三年（七二六）の四カ国の動きを中心に整理してみると、この間記事の頻度は非常に

少なく、現状では相模・下野両国は独自の記事がない。そうしたなかでは、養老五年（七二一）の武蔵・上野両国が「赤鳥」を献上した記事は、一般的な祥瑞の範疇に入るとは思われるが、同日記事に他に甲斐国（遠江按察使所管）・尾張国（美濃按察使所管）などの事例も含まれており、相互に関連した武蔵按察使等の活動の一端に数えることができるかもしれない。

なお、按察使任命以前と、按察使への任官が途絶える可能性の高い天平期以後は、いずれも「東山道」「板東」「東国」などの表記によって広域表示がなされるが、少なくとも初期の按察使在任中には基本的にそのような表記が見られないのも何らかの事実を踏まえていた可能性がある。例外の神亀元年（七二四）「板東九国……」は「九」が「八」の誤りであるとされるが、按察使所治の領域に関係していた可能性があるのではないか。

また、やや時期が下るが、『続日本紀』宝龜二（七七七）年十月己卯条には次のような周知の記事がある。

「太政官奏す。武蔵国山道に属すと雖も、兼ねて海道を承く。公使繁多にして、祇供堪え難し。其れ東山駅路は、上野国新田駅従り下野国足利駅に達す。此れ便道なり。而して枉げて上野国邑楽郡従り、五ヶ駅を経て、武蔵国へ到る。事畢りて去る日、相模国夷参駅従り、下総国へ達す。其の間四駅にして往還便近なり。而して此を去り彼に就くは損害極めて多し。臣等商量するに、人馬息するあり。奏す可し。」

この記事は、これまでに物理的な駅路の変更に伴う現状追認的な行政区分の変更であると考えられ、主として具体的な路線や駅家の位置が問題にされてきている（10）。筆者自身、駅路としての東山道（陸上交通）の未整備に起因した、東海道（海上交通）への依存の名残りとして理解してきた。大筋としては大過ないものと考ええる。

しかし、これまで述べてきた脈絡からすると、全く異なった解釈が出来ることになる。即ち、武蔵按察使の所管した広域行政区分の消滅に伴う、武蔵国府を中心とした晝類上・手続き上の交通体系の、具体的な解消命令などではな

いか。逆に言えば、この改変の対象になっている路線は、「相模・武蔵・上野・下野」という広域行政単位にのみ存在する可能性があることになる。

最近この周辺では、駅路級の古代の道路遺構が各地で確認されるようになったが、東山道武蔵路（11）とされている遺構などは象徴的である。武蔵国学は、国府周辺でも国分寺寄りにあるのではないかと想像するが、そのような関連施設を貫くように設定されているのである。

また上野国域では、国府所在地とされる場所から南に遠く離れた位置で、駅路級の道路遺構が確認されている（12）が、それが単純に東山道駅路であるとするのは早計である。筆者は、かねてより国府の転移を想定しているが、そのように考えられるとすれば、現在確認されつつある遺構は「第一次東山道」であるとみることができ（13）。

しかし、武蔵按察使の広域行政圏に対応するような道路であったとすれば、その存続期間が短期に留まり、使用された痕跡が乏しいというのも整合的である。それは上野国府を経由せず、直接中央と武蔵国府を結びつけるような性格のものであった。その廃絶後に主たる道路となったのが、現在東山道駅路と想定されている、条里型方格地割を斜行する道路遺構であったのではないか。

宝亀十（七七九）年、按察使の実施した政策を解消する形で、各国の国学が再置される（14）。このことは、肥大化した仏教勢力に対抗する政策の側面が強く、内実が伴わなかった可能性がある。武蔵国学は、相模・上野・下野の各国学の学生を受け入れていた可能性が高く、少なくとも他国学生にとっては「枉路」は「便路」であった。

国学の一斉再置をまつまでもなく、一部の国には国学が復活していた可能性があり、これに先立って国博士の兼任が問題になっている（15）。恐らく国学停廃の対象となった国の中にも、国内での需要の高さや、国の等級の上昇などに伴って、国学を設置する国が発生し、有能な国博士の引き抜きなどが行われ、結果として正任・兼任が問題に

なつたのではないか。各国に国学が復活すれば、その間の通路は無用のものとなる。

いずれにしても、按察使が本来の機能を喪失した天平初年から、政策そのものが失効する宝亀年間にかけて、形骸化した広域行政圏の痕跡が、半世紀近くにもわたって残存し続けたのであるとすれば、その意義はかなり大きい。按察使個人の能力にも関係しているのかもしれないが、今日評価される以上に按察使に与えられた権限は大きく、その指導力は注目に値するものがあつたのではないか。このことは、辺境に近い東国だけでの特殊な現象であるというだけでは片づかないであろう。

ちなみに、再置された国学への社会的需要は低く、その内容は急激に空洞化していった。かたや仏教偏重が嫌われて放置された観のある国分寺は、全国的に造営が一段落し、維持管理が問題になっていった。「国師」から「講師」と名称変更された地方仏教の指導者（16）は、国分寺を拠点として活動を展開するようになり、国分寺は当初の目論見とは違った形で隆盛するようになっていった。

なお、宝亀六（七七五）年の出羽国の兵士の派遣要請に依えて実際に兵士を派遣したのが「相模・武蔵・上野・下野四国」という組み合わせも、旧武蔵按察使の支配した広域行政圏に関係していた可能性がある。

小結

古代の地方監察官として、按察使と類似した職掌を持つ官職に、巡察使・観察使がある。いずれも令外官であるが、巡察使（17）は時期的にやや先行するほか、畿内七道という行政単位への派遣を原則とし、恐らく各地点での停留期間が長期にわたらなかつたという点で、その性格を異にするものである。

また観察使（18）は、存続期間の短さに最大の特徴があり、按察使のように内容を変化させて存続するというこ

とはなかつた。参議の兼官または別称であり、巡察使を代替するものであつた。

詳細は不明であるが、数力国を兼帯し具体的政策遂行に関与した可能性があるという点では、むしろ「大化東国等国司」(19)との類似性を感じる。武器や物資の収公など、非常に雑多な任務を担わされていた。

更に言えば、中央官僚が地方へ下向するとき、当時の慣行として期待されたのが「贈賄」であつたのではないか。「収公」との境界線は、非常に曖昧である。「東国等国司」の場合も、特に外部から指摘のあつた者は厳しく処断されているが、息長臣足の「賈貨狼藉」というのも、実態は同様のものではないか。そのようにみてよければ、初期の按察使はどちらかという古い体質を持っていた可能性があると考える。

とても見えにくいものを対象として考察を加えたために、多分に推測を重ねることになった。しかし、次々に繰り出される中央政府の政策の下には、地方でそれに従わざるを得なかつた多数の民衆が存在したはずであり、そこにはいやでも何らかの手掛かりが遺されているはずである。様々な形で地域に残された歴史的な情報の可能性を、今後も弛まずにたぐり寄せ続けたい。

註

(1) 山田英雄「もう一つの道制試論」(『日本書紀研究』第九冊、塙書房、一九七六年)、丸茂武重『古代の道と国』(六興出版、一九八六年)など。

(2) 滝川政次郎「四度使及び地方監察官の制」(『律令時代の農民生活』同人社書房、一九二五年)は古典的理解を代表する。また、高橋崇「按察使の制度」(『歴史地理』八五—三・四、一九五五年)、菊池康明「上代国司制度の一考察」(『嵯峨部紀要』六、一九五六年)、橋本克彦「按察使任国について」(『中央大学文学部紀要』二八、一九六

三年)、坂元義種「按察使の研究」(『ヒストリア』四四・四五、一九六五年)、新野直吉「按察使の性格」(『日本古代地方制度の研究』吉川弘文館、一九七四年)、渡部育子「陸奥国の按察使について」(渡辺信夫編『宮城の研究』2、清文堂、一九八三年所収)、同「律令的地域支配と広域行政区画」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年)等。

(3) たとえば中井真孝「定額寺制の原義」(『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、一九九一年所収)等。

(4) 『類聚三代格』所収、延暦十七年六月二八日太政官謹奏。

(5) 『類聚三代格』所収、弘仁三年正月二六日太政官謹奏。

(6) 「駿河国正税帳」については、林陸朗・鈴木靖民編『復元天平諸国正税帳』(現代思潮社、一九八五年)の解説が委曲を尽くしている。本文の復元も適宜参照した。

(7) 拙稿「上毛野氏の基本的性格をめぐって」(『古代文化』四二―二、一九八八年)。

(8) 桃裕行「上代における国学制」(『上代学制の研究』所収。同書の初版は「畝傍史学叢書」一九四一年、修訂版は同著作集1・思文閣出版、一九九四年)、久木幸男「国学の消長と役割」(『日本古代学校の研究』玉川大学出版部、一九九〇年所収)等。

(9) 拙稿「古代の教育施設について」(『群馬歴史民俗』二二、二〇〇一年)。

(10) 坂本太郎「乗瀆駅の所在について」(同著作集八『古代の道と駅』吉川弘文館、一九八九年。主出は一九五四年)、田名網宏「駅馬・伝馬の制度」(『古代の交通』吉川弘文館、一九六九年)、森田悌「駅路の改訂」(『古代の武蔵』吉川弘文館、一九八八年)等多数。

(11) たとえば木本雅康「宝亀二年以前の東山道武蔵路」(『古代交通史研究』創刊号、一九九二年)。また、西国

分寺地区遺跡調査会『日影山遺跡・東山道武蔵路』（一九九九年）等参照。

(12) 坂爪久純・小宮俊久「古代上野国における道路遺構について」（『古代交通史研究』創刊号、一九九二年）、中里正憲「群馬県砂町遺跡の道路遺構」（『古代交通史研究』九、一九九九年）など。

(13) 拙稿「平安中期上野国の様相」（『群馬県史研究』二五、一九八七年）。また、森田悌「上野国の東山道」（『日本古代の駅伝と交通』岩田書店、二〇〇〇年所収）等。

(14) 前掲注（8）久木論文等。

(15) 『続日本紀』宝龜十年閏五月丙申条。

(16) たとえば柴田博子「国師制度の展開と律令国家」（『ヒストリア』一二五、一九八九年）、同「諸国講読師制成立の前後」（『奈良古代史論集』第二集、一九九一年）等。

(17) 林陸朗「巡察使の研究」（『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年所収）。

(18) 大塚徳郎「観察使について」（『日本歴史』一七五、一九六二年）、笠井純一「観察使に関する一考察」（『続日本紀研究』一九四・一九五、一九七七・一九七八年）等。

(19) たとえば井上光貞「大化改新と東国」（『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年所収）、門脇禎二「いわゆる大化東国等国司について」（『日本史研究』一三〇、一九七三年）等。

第五章 東山道「駅路」の成立

はじめに

近年広範囲な開発行為の進展の下で、全国的に古代道路に関する考古学的調査事例の蓄積がみられ、従来の知見（1）が再確認されたり大きく改められたりすることが多くあった。端的には、一連の古代交通研究会の活動によって、その具体的内容の深化が見られたと言えるだろう（2）。多くの成果のなかでも特に注目されるのは、各地で相次いで検出された幅員十メートル以上で長距離に及ぶ直線的な計画道路（3）の存在である。その建設意図は、遺跡の内容が地域間交通の限度を超えているので、国家的な契機によるものと想定されることが多く、その場合『延喜式』兵部省式の諸国駅傳馬条等によって想定されている「駅路」であると規定される場合が多い。

しかし『延喜式』の記事は、その段階に至るまでの間に路線変更の記事が多く見られ、非常に期間限定的な内容であるか、「駅路」がどうか機能していた段階での最終的な形態が示されている可能性は大変強い。各時期を通じて普遍的に存続した道路ではないのである。また、中央・地方の相互の政治過程を色濃く投影していると見られる路線設定や維持管理、及び全国的な駅制の整備過程自体の細密な検討等を抜きに、すべての大規模な古代道路状遺構を何とかとそこに収斂させようとするのはかなり無理がある。発掘調査の所見によって知られるように、個々の遺構の道路としての要件の欠如や、想定される存続期間の短さというのも気になるところである。これらの遺構を同一時に一連のものとして機能していたとみるべきかどうかは問題があるだろう。少なくとも、路線変更とされるものの前後の道

路の性格が同一のものとは限らないのである。

筆者はこれまで、主に地域編成の視点からこの件に関する疑問を提示してきた(4)が、直接的な表現でなかったためかここまで特に問題にされていない。群馬県は、古代の道路状遺構に関する調査事例が比較的豊富で、この分野に関する先進地域のひとつと目されている。逆に言えば、その内容理解の如何によって全国の研究動向を左右する可能性もあることになる。古代上野地域と路線上前後すると見られる地域の東山道「駅路」の成立をめぐる問題の可能性について二・三考えてみたい。

1、古代の「道」制度の問題

そもそも日本古代の「道」は、今日的字面の印象でよいのかという点が先ずあると言えるだろう。史料上見える今日的道路には「道」「路」「猷」「豪」「墟」「徑」「阡」「陌」などの語が知られるが、『倭名類聚抄』などによってそれぞれのおよその字義が判明する。「六国史」などでは、「道」は州や国といった語と同様に使われており、通常は行政区分の名称であるとみられる。ちなみに「道」を姓に負う道君氏は北陸道地域の出身であり、本来「越の道」君氏であった。吉備の上道君氏・下道君氏などもほぼ同様に理解する事が出来るだろう。

一般的に道路に相当するのは「路」であり、各地に整備されていたとされる「駅路」「伝路」などもこれに含まれる。「路」を氏族の名として負う路真人氏などが本来渡来系氏族であるのも、「路」(とりわけ計画道路)の敷設・管理に関する技術の招来に係している可能性がある。「猷」「豪」「墟」「徑」などについてはかなり特殊な事例であり、状況に応じた使い分けがなされるものの、使用頻度はかなり低い。都城の成立を前提とするような「豪」などに端的に示されるように、概念としてさえ日本国内では七世紀を遡るものはほとんどないであろう。

古代に特有な道路の概念として特に注意されるのは、中国の制度を移入した「阡」「陌」である。これらは全体としては「大道」と理解されていたが、時期的には概ね「駅路」に先行するとみられる。「阡」は南北方向の（直線）道路のことで、「陌」は東西方向の（直線）道路である。そして「阡」「陌」の交差する地点をチマタ（街・衢・巷・岐路）いい、人や物や情報が交錯する場所でもあった（5）。どちらかという技術的な用語であると見られるので、個々の道路を「一阡」「一陌」といった形で呼称する場合は少なかったと思われるが、畿内の大和盆地を中心に配置された正方位の計画道路などは、いずれも理念的にこれらに相当するであろう。

『日本書紀』成務天皇五年九月条には阡陌制度の実施のことが見えているが、全体に西日本に重心がある。実態としてその設定時期は、法隆寺周辺に想定されている斜行する先行地割を解消するような年代（七世紀後半か）の問題になるだろう。内容の充実度に関して地域差があるだろうが、阡陌制度の実施によって想定される大小の方格地割によって、畿内の都城や全国各地の条里制といった面的な広がりを持つ開発が、徐々に広範囲に展開していたとみられる。そこには律令国家による、各地域間相互に類似した発想に基づく何らかの地域計画があったと見るべきである。実際に道路が地割の基準になっている場合が全国的にも多数認められるのを考慮すれば、基準となるべき「阡」「陌」の設定後に、各地の条里的な地番・地割の設定が、順次設置される道路の竣工をまって時期差を伴いながら本格化したと思われる（6）。

広義の行政区分を意味する「道」に関する用例を改めて検討すると、『日本書紀』崇神天皇十年七月～同十一年四月にかけて「四道將軍」派遣の記事があるが、ここでいう「四道」とは「①北陸（大彦命）、②東海（武渚川別）、③西道（吉備津彦）、④丹波（丹波道主命）」で、全体として西日本に重点がある。これに対応するのが『古事記』崇神天皇条の記事であるが、記事として後続する日本武尊の東国巡行のルートを見ても、美濃国から信濃国を経て上

野国に至る直接的な行程（逆も）は線として出てこない。地理的認識のなかでのシナノの印象は、かなり漠然として
いる。後の東山道地域の中核部分を構成する一連の「一野」の世界（御野↓科野↓毛野）は、幾つもの山脈に遮られ
た通交困難な地域であると考えられていたとみられる。

こうした「四道」や「七道」の例を引くまでもなく、「道」というのは外来の行政区分の概念であり、先発する畿
内周辺の「四道」が拡大されて、各地域に「吉備道」や「常道」などが順次整備され存在した（7）。しばしば見ら
れる「東方十二道」の表記によって、東日本にはそれが十二あったことになるが、具体的名称はほとんどわからない。
それらが五畿七道のように再整備されるには、少なくとも①「畿内」制の成立と、そこから派生する命令伝達系統と
しての②「七道」制の整備が前提になってくる。

畿内が「五畿」になるのは、最終的には天平宝字元年（七五七）の和泉国の分立を待たねばならず、度重なる都城
の変遷によっても起点が固定しなかった。一方、七道についても国郡レベルの改廃がなお進行していた和銅↗養老期
以前（8）に末端部分まで十分機能していたとは考えにくい。新規に分立した国などは当初国府さえなかったはずで
ある。ましてや「駅伝」制そのものが、最大の目的地であった各国府の機能が不全の状態では、予想される緊急事態
に関する対応さえ出来なかつたとみられる。中央の命令を組織的に整然と伝達できる状態になるのは、それなりに下
った時期の問題である。道路や付帯施設の具体的な工事の実施という物理的な事情もあつただらう。

「駅路」は通過地点の各国司が管理する交通路であるという観点からは、隣接工区が平坦地の同一国内であれば比
較的工事も容易であつたろうが、国が異なる山間地や大河川・大峡谷が介在するなどの場合には、数カ国の国司が意
思統一を行って、同時期か少なくとも同一の設計図で工事に着手する必要があつたとみられる。また平野部の大河川
は、渡河の困難はあるにしても、度や舟橋などの仮設的な施設でも対応可能であつたろうが、最短距離を確保した恒

常的な道路による高地の横断は、工事と管理・維持の面で非常な困難を伴った。その意味で、ほとんどすべてが陸路で構成され、比高差の大きな中部高地を横断する形の東山道「駅路」の全通的な成立は、海路が適宜利用されていた他の六道と比較してかなり遅れたであろう。

これらの事情を古代上野国関係に敷衍するならば、東山道は本来行政区分の名称であって、「駅路」相当の古代道路状遺構の名称として機械的に使用するのには適切ではない。東山道地域にも本来「駅路」以下の多数の路があつて、「駅路」成立以前には他地域にも一般的な地域内交通・地域間交通が行われていた。前者のうちいくつかは「伝路」に読み替えられ、後者のなかで特に政治的に重視された地点を通過するものが選択の上、拡張整備されて『延喜式』段階の「駅路」となつた。特に後者は、地域編成の進捗や地域の政治状況の変化によつて改廃される性格のものであつた。

現在確認されつつある古代上野国の直線道路遺構のうち「牛堀・矢ノ原ルート」とされるもの(9)は、

- ① 国府推定地と離れていること、
- ② 存続期間が短いこと、
- ③ 道路としての造成及び使用の痕跡に乏しいこと、
- ④ 「中路」の規格に合わないこと

等の疑問点があり、便宜的に「初期駅路」などと呼称されているが、本当に「駅路」なのかどうかも検討の余地がある。もしこの大規模な遺構が「駅路」でなかったならば、何になるのか次を考えられなければならない。

2、律令制的地域再編成と交通路の連結

最初に養老三年（七一九）七月に派遣された初期の按察使（10）は、七道以前の広域行政権を掌握したことが知られているが、前述の交通路ないし「駅路」整備の諸条件を勘案した場合には、非常に大きな画期になったとみられる。按察使に任命された官人には、同時期に特に有能と見なされた人物が集中的に充てられた可能性が強い。按察使の設置地域に関しては、前代の惣領との類似がみられ、職務内容に関しても示唆するものがある。そうしたなかでも、交通路ないし「駅路」整備という意味で注目されるのは、

- ① 美濃按察使（笠朝臣麻呂）——〇——
- ② 武蔵按察使（多治比真人県守）——〇——
- ③ 播磨按察使（鴨朝臣吉備麻呂—多治比真人県守—百済王南典）——〇——
- ④ 長門按察使（？）——〇——

の各按察使になるのではなからうか。これらは、いずれも知られる五畿七道の地域的枠組みを跨いでおり、とりわけ東山道地域（①・②）及び山陽道・山陰道地域（③・④）に集中しているのが注意される。逆に言えば、初期の按察使派遣段階では七道制が全国的には未成立であったか、少なくとも一部が整備未了で機能不全の状態であった可能性を示唆している。

特に問題になる①美濃按察使（尾張・三河・信濃・諏方・飛騨を管轄）については、管轄範囲が全国最大級であり、既に按察使以前に笠朝臣麻呂が美濃国司として在任していた。慶雲三年（七〇六）七月に美濃国司となった笠朝臣麻呂は、和銅元年（七〇八）にも再任とみられる記事がある。美濃国司としての業績によって、和銅二年（七〇九）九月段階で既に褒賞の対象となっていた。霊龜二年（七一六）には尾張国司も兼任しており、按察使相当の業務を担当していたとみられる。養老四年（七二〇）十月に右大弁へと異動になったが、在任期間が長期にわたることもあって、

多くの独自の政策を実施したと想定されている(11)。逆に言えば、笠朝臣麻呂の成功を承けて同様の政策的効果が期待された上で、各地に辣腕の按察使が派遣された節がある。

笠朝臣麻呂の功績のうち最大のもの、和銅六年(七一三)に「吉蘇道」を開通させたことであるという。このことは、初期の按察使の職務内容に関して示唆するものがある。その功績は、百六十年以上も経過した元慶三年(八七九)に美濃国(恵那郡)と信濃国(筑摩郡)の境界線が問題になった時引き合いに出され、同時代の法律家の「殊功」に関する法解釈の典型的な事例とされるものだった。

一方、②武蔵按察使(相模・上野・下野を管轄)については、「相模―武蔵―上野―下野」という各国の組み合わせが注意される。この後暫くの間、この枠組みは維持されることになる。その前提には、これらの地域を結ぶ交通路の必要があるが、それは必ずしも『延喜式』に記載された「駅路」になるとは限らないであろう。「相模―武蔵―上野―下野」という各国の組み合わせは、実態としての交通路を反映している可能性がある(12)。

先進地域での「駅路」の整備という観点から見ると、③播磨按察使(備前・美作・淡路を管轄)及び④長門按察使(周防・石見を管轄)については、山陽道と山陰道の区分と連結について関係している可能性がある。播磨按察使は、全体の中で唯一三名連任が確認出来る事例であり、特に重視されていた可能性がある。主に外交上の必要から、他の六道に比較して山陽道は規模も大きく(大路)、先行して整備されていた様子が史料上からも窺われる。播磨按察使と長門按察使の監察領域は中国地方の両端部分であり、同時期に実施された中間地点の美作国の設置が、瀬戸内海側と日本海側の連絡に大きな意味があったと見られるのと有機的な関連を持っていた。ここでも、地域再編成と「駅路」の具体的整備が密接に関係していたとみられる。

東山道地域に関して問題になるのは①及び②であり、この段階では大きくは三つの部分から成り立っている。すなわち

A) 都城から美濃国までの交通の整備(13)

B) 上野国以東から北東地方への頻繁な交通(14)

C) 結節点としての信濃国の実質的な成立

をそれぞれどのように考えるかということが改めて焦点になる。

A) については壬申の乱の段階で各地点の駅家が機能しており、本来のヤマト政権の勢力圏(畿内と近江・美濃)の問題もあって、かなり早い段階から整備が進んでいたと見られるだろう。また、B)については、東国地域から北東地方への移民が活発に行われる一方で、大野朝臣東人らによって陸奥国―出羽国の連絡路が開かれるなど、必ずしも舟運によらないような、整備された交通路なしには考えにくい政策の展開が見られる。これらの状況に対してC)では、信濃国内の東端の小県郡に国分寺があり、中央部西寄りの筑摩郡に国府があるという政治的に捻れた状態になっていた。こうした信濃国の内容は、比較的早期での大規模な国府の移転の可能性を示唆しており、当初から意図的にそうであったわけではないと思われる。これまでも北陸道との連絡等が問題にされている(15)が、諏訪国の分立・併合問題を含めその評価如何では、八世紀前半段階での東山道そのものの基本的な枠組みに関してさえ、不確定な要素が幾つもあることに留意したい。

初期の按察使は、多大な期待を以て各地に派遣されたにも拘わらず、全体に対する具体的な指示命令としては史料上

(I) 地方寺院の併合(養老五年五月)、

(II) 按察使所置国以外の国博士・国医師の停止(養老七年十月)

しか知られておらず、政策としてはあまりに竜頭蛇尾な印象がある。各地域毎の個別的な業務の他に、これらの政策集団の全国的な配置の前提には、

(III-1) 広域な地域開発の基準線となる「阡」「陌」(交通路)の設定

及び、その延長上に位置づけできる

(III-2) 「駅路」の整備

があつたのではないか。これ以前にも西日本を中心に「阡」「陌」は設定された場合があつた可能性もあるが、時期的には都城制の整備と並行している。按察使は本来国司であるから、ある程度長期間の在任期間があり、国郡の枠を越えた設計・施工も可能であつたという点では、地理的に畿内から遠ざかるほどに「阡」「陌」の施工時期は、初期の按察使段階以外には考えにくいのではないか。「駅路」整備の進捗度にも地域差があり、東山道ではまだ試行錯誤が重ねられている段階であつた。

さらに言えば、近年関東地方北部を中心に検出されている古代の道路状遺構のうち、平坦地を直線的に通過するのは本来「駅路」ではなく、ほぼ南北方向のものは「阡」、ほぼ東西方向のものは「陌」として構築された施設なのではないだろうか。河川流域の谷筋などでは地形的な制約もあつて正方位を採れない場合もあつただろうが、条里型地割が卓越している場合には、このことに特に関係している可能性がある。恐らく同時代の開発の要件としては、谷全体の広さや個々の平坦面の大きさだけでなく、谷全体の走向が東西南北の正方位を確保出来るということが大きな要件であつた。

「阡」「陌」のなかには、本来の機能を果たした後に「駅路」等に改変・利用される場合も多々あつたらうし、地

域の政治勢力の関係と特に無縁であった場合には廢道になつてしまう場合もあつた。狭小な谷筋のように平坦面が狭く、そこしか通過できないような場合には選択肢がなかつたであろうが、上野国の群馬郡以東地域のような場合には、関東平野北部の広い平坦面が展開しており、地域開發の基準線としての意味はあつたらうが、国府と近接しておらず政策的な便宜が乏しかったので、すべてが「駅路」には再利用されたとはいえないのではないか。その後改めて設定された部分の「駅路」が、従来言われている「あずまみち」相当の「国府ルート」とされるものであつたと思われる（16）。同様な状況が下野国府近辺でも認められるようであり、こうした傾向は武蔵按察使の管轄領域に通有の政策を反映したものであつた可能性がある。

また、上野国（群馬郡）を中心とした国府周辺の条里型の地割は、南東方向に向けて傾斜する地形的な条件も大きい。国府周辺よりも南側に良く遺されており、畑地が主の以北にはほとんど広がりが見られない。従つて、郡内でも烏川に近い南側から造成工事が進行していったと見られるが、造成工事は南端から開始されたのではなく「陌」の両側から①北に向かう工事と②南に向かう工事とがあつたと考える。このことは、工事に要する時間の短縮に係している。国府南面に取り付くと想定されている条里剩余帯（17）が本当に存在するのであるとすれば、それが工事を分割するような「阡」に相当するであろう。その交点が直交せず、かつその後の正方位への調整がなされなかつた場合に、群馬県内では鐺川流域の富岡市高瀬地区に典型的に見られるような菱形の地割が発生することになるのではないか。

こうした「阡」「陌」の設定は、各地の政治的中心地付近や開發条件の整つた小地域から着手され、徐々に拡大されていった。本来郡単位や各地域内で完結する性格のものであり、基本的には相互に連絡してはいなかつたとみられる。「阡」「陌」の方位は必ずしも厳密なものではなく、河川の流域単位や郡単位で条里地割の方位が異なるのも、

地域の実状が優先されていたからである。そうしたなかでも、当時の技術水準から比高差の少ない東西方向・南北方向の幅広の谷筋などは特に好まれて造成された。

古代の上野国内で、こうした条件を最もよく満たしていたのは鐮川流域（甘楽郡・多胡郡）であり、技術的に開発可能であれば小規模な平坦地をも網羅して、条里型の地割が集的に設定されていた（18）。それらのなかには工区を示すと見られる地割の不整合の事例があつて、なかでも比較的長い基準線的な地割は「阡」「陌」に相当する可能性がある。

那波郡・佐位郡・新田郡・山田郡などに条里型地割が設定されているのも「阡」「陌」の設定に関係していると考ええる。佐位郡になるとみられる牛堀・矢ノ原遺跡（側溝部分）がその後水路に改修されてゆくのも、遺構の本来の属性が開発関連の施設であつた可能性を示唆している。これらの郡は後の「駅路」通過郡であり、その設定にも関係していると思われるが、その前提として駅路の維持管理が可能であるような開発の充足度による地域の経済力にも関係していただろう。

「阡」「陌」の設定が遅れたか、地形条件などによって困難であつた地域にあつては条里型地割もあまり展開していなかった。上野国では、利根郡・吾妻郡などの山間地や、大間々扇状地西端の乏水地域を含む勢多郡などがこれに相当する。無論そのことは、地番の設定も未実施であつたということの意味するわけではない。

3、東山道「駅路」の成立

では『延喜式』等によって想定される東山道「駅路」には、どのような意味があるのだろうか。路線そのものや各駅の厳密な比定が困難な場合が多いが、史料的には「駅路」の改廃を明示する例も知られており、交通路の動向を左

右するような東山道地域の編成過程の関連記事を重ね合わせてみると次のようになる。

<ul style="list-style-type: none"> ・天武：東山温泉への遷都計画↓白村江の敗戦に対応、実現せず ・大宝2：「岐蘇山道」開通 	【美濃国竣工】
<ul style="list-style-type: none"> ・慶雲3：笠朝臣麻呂が美濃国守着任 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・和銅1：笠朝臣麻呂が再度美濃国守着任 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・和銅2：藤原朝臣房前の東海・東山両道巡察：特に関割に注意 	←
<ul style="list-style-type: none"> 東海道―（伊勢）大宅朝臣金弓、（尾張）佐伯宿祢大麻呂 	←
<ul style="list-style-type: none"> 東山道―（近江）多治比真人水守、（美濃）笠朝臣麻呂褒賞等褒賞 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・和銅6：「吉蘇路」完成（美濃国司笠朝臣麻呂主導） 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・和銅7：笠朝臣麻呂等関係者褒賞 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・盤危2：笠朝臣麻呂が尾張国守を兼任 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・養老1：笠朝臣麻呂が養老改元に関与 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・養老3：笠朝臣麻呂が美濃按察使となる 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・養老4：笠朝臣麻呂転任 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・（この頃？）：「須芳山嶺道」開通（諏訪郡主根に特段の褒賞） 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・養老5：須芳国分立（↓天平3併合） 	←
<ul style="list-style-type: none"> ・養老2石城国・石背国分立（↓神危頃併合） 	←

安房国分立（→天平13併合）

※諏方国廃止後、筑摩郡經由の「駅路」確定

・天平勝宝1：尾張国・飛騨国・上野国（・伊予国）の国分寺竣工

↓「駅路」全通に向けての条件整備

・天平勝宝5：石上郡君氏が上毛野坂本君氏に改姓

・神護景雲1：上毛野坂本公氏が朝臣姓に、檜前公氏が上毛野佐位朝臣姓に改姓

↓東山道「駅路」碓氷坂以東の路線確定

【信濃国竣工】

←

←

←

←

【上野国着工】

←

【上野国竣工】

・神護景雲2：東海道（武蔵→下総）の路線変更、海路から陸路へ

・宝亀2：武蔵国の所屬変更（東山道→東海道）

← 東山道「駅路」の全体的整備

・元慶3：果坂上岑の所屬を美濃国とする（岐蘇山道・吉蘇路は廃道状態）

これまでもしばしば問題になっていることであるが、①「岐蘇山道」と「吉蘇路」は同一実体を指すのか、②「須芳山嶺道」（19）とは何かという点が改めて注意される。通説では、①は同一実体に関する着工と竣工の記事であるとするが、関連するとみられる前後の記事に注意すると、必ずしも支持し得ない内容になっている。たとえば、笠朝臣麻呂に関する二度の褒賞の具体的な内容は

・和銅二年：当国の田十町・穀二百斛・衣一襲

・和銅七年：封七十戸・田六町

というものであり、どちらが重いとは一概にいけない内容になっている。

和銅二年の記事では、特に交通路に関係する「関割」が問題になっており、東海道Ⅱ鈴鹿関・東山道Ⅱ不破関について、同時期の観察使の報告に基づいて通行上の前後の国司の政績を褒賞する形になっている。この段階での美濃国については、間近に行幸を控えての西側の地域の交通路（「駅路」）も問題とされたのだろう。他の諸国も同様に、交通路の整備に従事したとみられる。そのような点に注目すると、「岐蘇山道」とは美濃国司管轄下の美濃国東部の信濃国（木曾地方）方面へ向かう交通路、「吉蘇路」は後に按察使の管轄下に入るようなその先の信濃国側の交通路と考えられる可能性がある。しかし、この段階でも美濃・信濃国境が明瞭でなかったため、同一路線の異なる部分を「岐蘇山道」「吉蘇路」ように呼び分けたのではないか。

「須芳山嶺道」についても、これを積極的に工事できた段階はそう何度もあるものではなく、「岐蘇山道」「吉蘇路」の開通に後発する近い時期の問題になるだろう。その開通の結果として、養老五年に「諏方国」が分立することになった。後に廃道になってしまうような「岐蘇山道」「吉蘇路」は、当初から維持管理に困難が予想され、かつ上野国方面に向かう際の便路でもなかったため、「須芳山嶺道」の工事は、「吉蘇路」とほぼ同時並行で着工・竣工されたのではないか。郡司の「主帳」が叙位に与るのが特記事項となっているが、「広域シナノ評」（20）を分割して時間差がなくて不安定な信濃「国司」ではなく、在来の「須羽国造」の系譜を引くような地域に十分な地盤を持った人物が工事を主導していた可能性が示されている。しかし、端的には諏訪国の廃止に示されるように「須芳山嶺道」もまた維持・管理の困難な路線であり、後に「駅路」として確定するのは、筑摩郡直通または諏訪郡經由に比べて、

迂遠だが平坦で維持管理も容易な、伊那郡經由で筑摩郡（国府）へと至り、しかる後に上野国へと向かう遠回りな路線であった。

東山道「駅路」の路線決定は、八世紀前半の信濃国内で試行錯誤を重ねた可能性が高い。「吉蘇路」の延長ルートであれば、上野国側では吾妻川流域のルート（吾妻郡經由）に便宜があり、「須芳山嶺道」の延長ルートであれば、鐮川流域のルート（甘楽郡・多胡郡經由）に便宜がある。最終的にはそれらが選択されることはなくて、それらの中間に位置し最も険しい峠越えになる碓氷川流域のルート（碓氷郡・片岡郡經由）が『延喜式』段階の「駅路」として確定することになった。

なお、周知の史料である「上野国交替実録帳」の「田図戸籍破損無実事」に「庚午年玖拾卷」の分注として「駅家戸肆」と見えることによって、「駅路」の設定を同時期の七世紀後半以前とする可能性も考えられるようだが、同じ箇所「管郷捌拾陸」と記されることによって示されるように、極めて機械的な項目立てであって信ずるに足りないことは言をまたない。そのように見るならば「初期東山道」などという表現も適切さを欠くというべきだろう。ましてや大規模な道路遺構が「駅路」と考える根拠にはなり得ない。四カ所あるという駅のうち、「坂本」の成立時期は下る可能性があり、東から「新田―佐位―群馬―野尻」で良ければ、碓氷坂越えの駅路は成立していなかったことをこの点でも示すことになる。

少なくとも、大宝二年以前の信濃国内に東山道「駅路」が通じていなかったことは共通理解として良いだろう。前代の峠の祭祀の存在（21）などによって知られるように、あくまでも各地域に道路がなかったのではなく、「駅路」として確定していなかったということであり、文書通送に関するような駅馬が通交するのに十分な規格を満たしていなかったと考えるべきである。信濃国との地域間交通として碓氷川流域以外に、少なくとも鐮川流域と吾妻川流域の

二本のルートがあった。特に前者は、流域全般を通じて遺跡の密度が濃密で、多くの人口を抱えていたことがわかる。その前提には、様々なレベルと内容の活発な交通があったと考えざるを得ない。以遠の諸国については尚更である。石城・石背両国の分立と交通路の整備に示されるように、東北地方にあってさえ工事の難易度によって先行して竣工する部分もあった。

そのような背景を考慮した場合、『続日本紀』天平勝宝五年（七四四）七月戊午条の改賜姓記事は、上野国関係の駅路の未開通部分の路線決定に当たって重要な意味を持っていると考える（22）。即ち、石上部君男嶋等が改姓を要求した「上毛野坂本君」姓に含まれる地名碓氷郡「坂本」郷は、東山道「駅路」の駅が設定されたとみられる場所であるが、直前の時期に遺跡の分布密度が薄い無人に近い場所であった。従って石上部君男嶋らは、ここを以前から本拠地にしていたと見るには無理があり、律令国家の認証による改賜姓によって、新たにこの地点に関しての何らかの主導権の確保を意図したとみられる。それは「駅路」の設定以外ありえないのではないか。

なお、申請の段階で父姓が「上毛野坂本君」氏でも、母姓は「石上部君」氏であったことになるが、何らかの事実を踏まえているとすれば、父姓の氏族が衰退するなり途絶するなりして、地域の勢力分布が変化している可能性があることになる。創作に近い内容であるならば、男嶋の出仕の関係によって国家も黙認の事案であったことになり、事態は国政とも密接に関わっていたことになる。「上毛野十（地名）十カバネ」型の複姓がこの時期に多数見られることから、むしろ後者の可能性に留意すべきだろう。

従って、『万葉集』に見える天平勝宝七歳（七四六）の東国防人歌のなかの「ひなくもり碓日の坂を越えしだに妹が恋しく忘れぬかも」と他田部子磐前が作った歌は、非常に象徴的な意味を持つことになる。彼らは、「駅路」として新規開通したばかりの道路を引率された、初めての防人集団という榮譽を担った可能性がある。本来防人の遺し

た歌は際限なくあったと思われるが、『万葉集』が敢えてこの年次の防人歌だけを採録するのも、そのような記念碑的意味合いが含まれていたと見られる。

また、これに先行する『続日本紀』天平勝宝元年（七三九）五月戊寅条及び同閏五月癸丑条は、関連各国（上野国・尾張国・飛騨国・伊予国）の国分寺竣工に対する褒賞記事と一般に考えられている（23）。これらの記事は、天平十三年（七四一）の国分寺建立の詔に即座に対応した結果とみるのである。ある程度そのような部分を認めるにしても、伊予国を除く四例が、いずれも七道成立以前に「広い意味での東山道」関連地域（24）であったことが非常に問題になるだろう。

国家に契機をもつような中央の大寺院であっても、その建造に数十年を要していることからすれば、内容の複雑な寺院建立に関しての八年間というのはかなりの突貫工事で、どの部分が完成したことによって中央が評価したのかも問題である。先発して七重塔の建設や写経事業が始まっていたにせよ、前後の記事の内容からして、人員配備を含めた充実度は中央の寺院の比ではない。工事の遅延によって、その段階にさえ至っていない国々が多くあったのは、相次ぐ工事督促に命令によって知られる。そうであれば、何のために特定の国々の工事だけが特に急がれたのが問題になる。

これらに対応すると見られるのが『続日本紀』神護景雲元年（七六七）三月乙卯条である。ここでは、上野国の関係者の上毛野坂本公男嶋等に対して「朝臣」姓が、檜前君老刀自に対して「上毛野佐位朝臣」姓がそれぞれ褒賞的に賜与された。これらの氏族の地域的属性は、東山道「駅路」上の駅家の所在郡と一致している。これらの氏族は、上野国地域にあつて東山道「駅路」のルートの確定（駅建設）工事に積極的に協力する形で取り組んだのではないか。

天平勝宝五年（七五三）が具体的な工事開始の時期に近接し、神護景雲元年（七六七）が竣工の時期に近接してい

る場合の十四年間という期間は、上野国内の徭役労働を投入して行く期間限定のものであったにせよ、駅数五から想定される八十数キロメートルの道路及び付帯施設の工事期間としてはやや短いようにも思われる。しかし、他の諸国で遅延していた大規模な国分寺建造事業のようなものが、既に概ねかたがついていて並行しておらず、かつて設定した「阡」「陌」を随所で補修して活用する形であれば、全くの新規工事に比べて時間と費用の面で、その負担はかなり軽減されたものと思われる。現状では全線的な具体的ルートは未詳だが、あるいは未知の路線がまだ存在するかもしれない。

いずれにしても、結果として上野国府から下野国府を経由して下野国薬師寺に至る、ほぼ東西方向の「駅路」路線が現出した。これは、随所で先行して設置されていた「陌」を再利用した結果とみられる。一方、下野国薬師寺から多賀城方面に向けてほぼ南北方向の路線が確定することになったが、ここでは「阡」が再利用されたいらう。

こうした内陸部の具体的な路線確定を踏まえて、宝亀二年（七七一）十月の武蔵国の東海道への所属替えが実施された。そもそも武蔵国が東山道に属していたのは、信濃国部分の駅路路線が不十分で陸路に困難が多かったため、上野国以東の国司なども海路を利用して相模国に上陸し、武蔵国を経由して赴任していたことに関係している。その場合、武蔵国は行程上中間地点になるので、国の規模といった事情の他に地理的条件を踏まえて、初期の按察使も設定されたのである。従来も言われている房総方面から常陸国へと至る交通路の充実整備という背景（25）に加え、内陸地域の交通路の開通整備という事情も付け加えておきたい。

この結果、律令国家の東北政策は従前と比べると大きく変質して、当初の東国地域から旧石城・石背国地域を中心とする地域への拓殖的移民政策から、多賀城以北及び出羽国方面への領域拡張的な移民政策が活発化することになった。このことは、これまで以上に地元との不要な軋轢の頻発を招き、数次にわたる大規模な「征夷」戦争が始まるこ

とになる(26)が、これが追って「造都」と並んで国家財政を圧迫し、著名な徳政争論へとつながっていくのは周知のことである。

また、関東地方の東山道「駅路」の路線上で、当初から下野国薬師寺付近が大きな変換点になっていることは、そこが僧の認証(受戒)に関わる東国地域の国家仏教にとつての最重要拠点であるという事務的な必要だけでなく、東北地方に対峙する精神的象徴の意味も付与されていた可能性がある。しかもその機能は、七世紀段階で既に構想されていたと思われるが、詳細については別稿に譲らざるを得ない。当面は、下野国薬師寺が武蔵按察使の監督領域で設定された、大規模な地域開発計画の基準線である「阡」「陌」の、大きなチマター後の東海道と東山道の中間的な終末点に相当しに位置している可能性があることを指摘するに留めておきたい(27)。

小結

一志茂樹氏の学位論文である『古代東山道の研究』(信毎書籍出版センター復刻、一九九三年)は、「駅路」を含む行政区分としての東山道地域に関する総合的な研究であり、そこでは幅広い視野と明確な問題意識の分別があった。現在でも一部の論者は截然とした使い分けを意識しているであろうが、そのような部分が忘失された局地的な状況は、残念ながら一志氏以前の研究段階に回帰してしまつたといえるだろう。

精密な調査によって検出された考古資料には、非常に具体性があり説得力もあるが、その性格の考察に当たっては、特に史料との照合が可能な時期の遺構・遺物に関しては、必要以上に慎重であるべきだろう。少なくとも固有名詞の使用について、周知の史料だけが遺構・遺物と同一のものであるとは限らないのである。政策として失効したり、経年変化のなかで改変利用されたりする場合を念頭に置きながら、柔軟に多角的に分析されなければならないと考える。

個人的な担当業務の関係で、文化庁補助事業の「歴史の道整備活用総合計画」事業に携わり、県内の幾つかの古道の実態調査も行ったが、今日的な維持管理体系から外れた古道はおしなべて荒廃していた。現在の政治・経済的な引力と無関係になってしまった路線ほどその傾向が強い。近時の都市計画に基づく立派な道路網さえ、新たな高速道路網によって寸断され廃道化している場合もあるほどである。

「駅路」が国家的な交通政策の範疇に含まれるものであるという前提に基づくならば、その維持管理には多大な費用・労力を必要とし、政治勢力の退転によってつねに改廃される性格のものであった。そのような部分の状況に差異によって、政治的主体としての律令体制の広がりや成熟度が改めてはかれる可能性がある。

逆に各地域に関しては、路線の改廃が何らかの政治的変動の事実を承けて実施された場合もあったろうが、路線の改廃によって政治的変動が発生する場合や、律令国家や各国段階で政治的変動の発生を期待して、意図的・政策的にそれがなされた可能性もあるのではなからうか。個別氏族の利害に関係していた、古代上野国に関する後者の可能性は既に指摘してきている(28)が、その結果が律令国家の期待通りのものであったかどうかについては、さらに考察を深める必要がある。

注

(1) 従来の歴史学や歴史地理学による主要な研究については、木下良「日本の古代道路」(『日本古代道路辞典』(八木書店、二〇〇四年)に簡潔に整理されている。また、森田悌「毛野の東山道」(『群馬文化』二七五、二〇〇三年)は、近時の上野国地域に関する研究の到達点を示す。さらに、群馬県立歴史博物館『古代のみち』(二〇〇一年)は、古代上野国を中心とする交通体系調査の現段階を通覧するのに便宜があり、多く恩恵に与ったことを明記しておきた

い。

(2) その会誌『古代道路研究』は、通巻十三号(二〇〇三年)をもって一旦休止されたが、古代交通研究会『日本古代道路辞典』(前掲)によって、現在までの研究成果が全国的に網羅され通観できるようになった。なお、後者の「上野国」部分は高島英之氏が執筆されているが、研究の現段階を反映して他国の項目よりもかなり詳細な記述になっている。そこでは通説と異なる理解が示唆されている。傾聴すべきであろう。

(3) 中村太一『日本古代国家と計画道路』(吉川弘文館、一九九六年)、同『日本の古代道路を探す』(平凡社、二〇〇〇年)、木本雅康『古代の道路事情』(吉川弘文館、二〇〇〇年)等参照。

(4) 拙稿「初期の按察使について」(『群馬文化』二六八、二〇〇一年)、同「地域支配の重層性に関する一考察」(『群馬文化』二七七、二〇〇四年)など。

(5) 前田晴人「古代王権と衢」(『続日本紀研究』二〇三、一九七九年。後、『日本古代の道と衢』吉川弘文館、一九九六年再収)。

(6) 金田章裕「条里プランの形成と展開」(『条里と村落の歴史地理学的研究』大明堂、一九八五年所収)、同「条里プランの機能変遷と条里地割」(『古代日本の景観』吉川弘文館、一九九三年所収)等参照。

(7) たとえば、山田英雄「もうひとつの道制試論」(『日本書紀研究』九、塙書房、一九七六年所収。後、『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年再収)、丸茂武重『古代の道と国』(六興出版、一九八六年)。

(8) 拙稿「大宝令制定前後の地域編成政策」(『地方史研究』二〇一、一九八六年)。

(9) 坂爪久純・小宮俊久「上野国の古代道路」(『古代交通研究』創刊号、一九九二年)、坂爪久純「上野国の古代道路」(『古代文化』四七一四、一九九五年)等多数。

- (10) 拙稿「初期の按察使について」(前掲)。
- (11) たとえば、野村忠夫『古代の美濃』(教育社、一九八〇年)。
- (12) 川尻秋生「古代東国における交通の特質」(『古代交通研究』十一、二〇〇二年) 参照。
- (13) 水野柳太郎「古代の交通(駅路)」(『岐阜県史』通史編古代、一九七一年所収)、桑原公德「美濃国」(『古代日本の交通路』Ⅱ、大明堂、一九七八年所収)。
- (14) 足利健亮「東北辺境」(藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説』古代編、吉川弘文館、一九七五年所収)、金坂清則「下野国」(『古代日本の交通路』Ⅱ、大明堂、一九七八年)、中村太一「陸奥・出羽地域における古代駅路とその変遷」(『国史学』一七九、二〇〇三年) 等参照。
- (15) 青木好伸「信濃国」(『古代日本の交通路』Ⅱ、大明堂、一九七八年)、黒坂周平『東山道の実証的研究』(吉川弘文館、一九九二年)、間室江利子「古代信濃国北部の駅路について」(『古代交通研究』八、一九九八年)。
- (16) 金坂清則「上野国府とその付近の東山道、および群馬・佐位駅家について」(『歴史地理学紀要』十六、一九七四年)。
- (17) 横倉興一「上野国府周辺の条里遺構」(『条里制研究』二、一九八六年)。
- (18) 拙稿「群馬県下の条里的方格地割に関する予察」(『古代史研究』創刊号、一九八四年)、同「鐮川流域の条里的地割」(『条里制研究』二、一九八六年)。
- (19) この路線について、一志茂樹は「古東山道」(一志茂樹『古代東山道の研究』信毎書籍出版センター、一九九三年)と考え、木元雅康「東山道」(木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文館、一九九六年)は「伝路」として存続したとする。

(20) 「広域シナノ評」の可能性については、平川南他「木簡をめぐる諸問題」(財)長野県埋蔵文化財センター『長野県屋代遺跡群出土木簡』一九九六年)。なお、拙稿「ウスヒ郡とカムラ郡」(『安中教育』四十二、二〇〇〇年)では、上毛野西部地域でも同様に「広域カムラ評」が存在した可能性を想定している。

(21) たとえば、阿智村教育委員会『神坂峠』(一九八三年)、軽井沢町教育委員会『入山峠』(一九八三年)など。但し、それぞれの調査報告書を見る限り、前者にあつては古墳時代の石製模造品から平安時代の灰釉陶器と見られる遺物まで断続的に検出されていて、祭祀の継続性が認められるが、後者にあつては古墳時代のやや古手の土器(S字状口縁)を含む石製模造品を中心とした遺物に限られ、両者の性格の違いが感じられる。

(22) 以下、拙稿「地域支配の重層性に関する一考察」(前掲)。

(23) たとえば「歴史的背景」(群馬県教育委員会『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』一九八八年)。

(24) 田中卓「尾張国はもと東山道か」(皇學館大學史料編纂所『史料』二十六、一九八〇年)。

(25) 坂本太郎「乗猪駅の所在について」(『日本古代史の基礎的研究』下、東大出版会、一九六四年所収)、森田悌「武蔵・下総間の駅路」(『日本古代の駅伝と交通』岩田書院、二〇〇〇年所収)など。

(26) 拙稿「律令国家の東北政策と東国」(『史苑』五〇―二、一九八八年)。

(27) 拙稿「下野国薬師寺の再編と古代東国の仏教」(野田嶺志編『地域のなかの古代史』岩田書院、二〇〇八年所収)。

(28) 拙稿「『山上碑』『金井沢碑』と地域の仏教」(『地方史研究』二九八、二〇〇二年)。

第六章 「国」の等級変更

はじめに

『日本後紀』弘仁二年（八一—）二月庚辰条に「（前略）上野国元上国。今改為大国。」という記事がある。国の等級については、既に山田英雄・野田嶺志氏らの悉皆的な先行研究がある（1）が、それらの成果に導かれながら、

- ① 国の等級を決定することの意味、
- ② その等級が変更になることの意味、
- ③ 九世紀前半という時期に上野国に代表される少数の国だけで等級変更が行われなければならなかった意味等について、改めて考えてみたい。

1、国の等級について

国の等級については、律令制定当初どのような規定に基づいて決定されていたのか、判然としないのが現状であり古来諸説ある。そうした下では、『類聚三代格』所引の仁寿三年（八五二）六月八日官奏に次のように記されているのが知られている。

太政官謹奏

加増駿河安芸紀伊三箇国目各一員事

元一員 今加一員

右案令條大國大少目各一人、上国目一人、而檢案内尾張參河豊前豊後等惣二七箇国、並居上国有大少目、是則時々議奏所加置也。而今件三箇国猶依旧無加。国宰執申。散用不足。因茲計校田疇編戸与彼諸国無別。伏望依件加置以令齎同。雖設官分職実有前規。而隨時制宜豈闕當代。臣等商量所定如件。伏聽 天裁謹以申聞謹奏。聞

仁寿三年六月八日

この記事によつて、少なくとも平安前期の等級の基準が「田疇・編戸ヲ計校」することにより、同様の基準に基づいて、当初から決定されていたのではないかと推定されるのである。

『延喜式』民部上には、五畿七道の順で全国的な整理がなされており、十世紀前半段階での国の等級等がわかる。それに『倭名類聚抄』郷名数を添えて比較してみると、国の等級と構成郡数（ほぼ人口に連動）との相関関係や地域的分布がわかる（2）。

○大國（一三）—【畿内】大和（一五）、◎河内（一四）、

【東國】伊勢（一三）、武蔵（二二）、◎上総（一一）、下総（一一）、◎常陸（二一）、

近江（一二）、上野（一四）、◎陸奥（三五）、

◎越前（六）、

【西国】播磨（一二）、

肥後（一四）

○上国（三四）—【畿内】▼山城（八）、▼摂津（一三）、

【東国】尾張（八）、参河（八）、▼遠江（一三）、駿河（七）、甲斐（四）、相模（八）、

美濃（一八）、信濃（一〇）、下野（九）、出羽（一一）、

◎加賀（四）◎越中（四）◎越後（七）、

【西国】◎丹波（六）、但馬（八）、因幡（七）、伯耆（六）、出雲（一〇）、

◎美作（七）、◎備前（八）、備中（九）、備後（一四）、安芸（八）、周防（六）、

紀伊（七）、阿波（九）、讃岐（一一）、伊予（一四）、

筑前（一五）、筑後（一〇）、豊前（八）、豊後（八）、肥前（一一）、

○中国（一一）—【東国】◎安房（四）、

若狭（三）、◎能登（四）、◎佐渡（三）、

【西国】◎丹後（五）、石見（六）、

長門（五）、

土佐（七）、

◎日向（五）、◎大隅（八）、薩摩（一三）

○下国（九）—【畿内】◎和泉（三）、

【東国】伊賀（四）、志摩（二）、▼伊豆（三）、

飛驒（三）、

【西国】隠岐（四）、

▼淡路（二）、

壱岐（二）、

▼対馬（二）

※国名の上に◎のついた国は、八〜九世紀にかけて国レベルの地域編成があった例を示す。

傍線は等級が上昇している例、二重傍線は格付け年が確定している例、▼は下降している例。

等級の頻度からいえば、一般的な国は徴税の観点から「上国」であり、一部例外を除くと「中国・下国」は山間地・離島・編成の遅れた地域が充てられている。「中国」は、管郡五程度の規模であるが、例外もある。「下国」は、管郡五未満の規模であり、本来行政主体として存在しない程度の例外的な位置づけである。国家的祭祀に関わるような特殊な政治的意義が付与された場合などであろう。

「大国」は、管郡一〇以上が大半だが、越前国のような例外もある。逆に「上国」にも管郡一〇以上の国があるが、山間地などの事情（美濃国・信濃国）を参酌しても、北海道諸国など根拠の不明な国はなお残る。これらの点に関しては、遵法の場合もあるが、それ以上に例外的措置（令外）が多いということが知られている。一部は「准一」で対応しているが、すべてというわけではない。

職員令に関係するような官員の増減は頻繁にあるが、国の等級は八世紀初頭段階で決定されると、基本的には変更されないものであったため、「准一」という形で処理されるのが一般的であったとみられる。

2、国の等級変更について

官位令・職員令には、次表に示すような国の等級に基づく官員の規定がある。

表 国の等級に基づく官員の規定

	大 国	上 国	中 国	下 国
長官	守 1 (従五上)	守 1 (従五下)	守 1 (正六下)	守 1 (従六下)
次官	介 1 (正六下)	介 1 (従六上)		
判官	大掾 1 (正七下) 少掾 1 (従七上)	掾 1 (従七上)	掾 1 (正八上)	
主典	大目 1 (従八上) 少目 1 (従八下)	目 1 (従八下)	目 1 (大初下)	目 1 (少初上)
他	史生 3 (5)	史生 3 (4)	史生 3 (3)	史生 3 (2)
計	9 (11)	7 (8)	6 (6)	5 (4)

※四等官の()は官位相当。史生の()は式部式による増減。計は定員数を示す。

こうした「官員の増減に伴う国の等級の変動」に注目した山田英雄氏によれば、具体的に異動のあった可能性のある国は、次表のように整理出来るらしい(3)。特に注意されるのは「上国」に関する変動で、令制よりも多い場合

(甲)と、令制(乙)に分類できるらしい。そのような理解の下では「①大国↓②上国(甲)↓③上国(乙)↓④中国↓⑤下国」という五段階があったことになるが、厳密な運用がどの程度実施されていたか問題がある。

表 国司定員と国の等級の変動事例

国名	等級変動とその時期	「延喜式」等級
山城	大国(弘仁)→元慶) ↓ 上国(甲・延喜二頃)	上
和泉	〔宝字元・五・八設置〕 中国(貞観八) ↓ 下国(延暦一二)	下
摂津	〔延暦一二・三・九設置〕 上国(甲・貞観一二) ↓ 大国(嘉祥)→延喜)	上
遠江	大国(神護二) ↓ 上国(甲・延暦二三)	上(准大国)
駿河	中国(天平十) ↓ 上国(乙・景雲二、甲・宝亀六、仁寿三)	上
武蔵	上国(甲・勝宝七) ↓ 大国(景雲二)	大
甲斐	下国(宝字五) ↓ 中国(宝亀三)→延暦一二) ↓ 上国(貞観七)	上
伊豆	中国(延暦一二) ↓ 下国(延暦二四)	下
上総	上国(天平十、承和九) ↓ 大国(勝宝二)→貞観八)	大
下総	上国(甲・天平勝宝三) ↓ 大国(宝亀七)	大
美濃	〔安房国分立・併合有〕 大国(延喜年間?) ↓ 上国	上(准大国)
上野	上国(甲・弘仁二・二・十五) ↓ 大国	大
下野	上国(乙・貞観六) ↓ (大国、元慶五)	上(准大国)

越前	上国 (甲・天平三〇) ↓ 大国 (延暦九)	大
加賀	〔弘仁一四・三・一設置〕 中国 (弘仁一四・三・一) ↓ 上国 (天長二・正・十)	上
越中	〔越後・能登国改編有〕 上国 (甲・天平十八・宝龜六、乙・宝字元) ↓ 上国 (延暦二三・正・二九)	上
越後	〔出羽国改編有〕 上国 (乙・宝龜五) ↓ 大国 (承和四) ↓ 上国 (延喜五)	上
佐渡	〔養老五設置?〕 下国 (天平一五) ↓ 中国 (大同四)	中
但馬	中国 (天平十) ↓ 上国 (乙・宝字元、甲・宝龜六)	上
丹後	中国 (天平勝宝元) ↓ 上国 (乙・宝龜五)	中
周防	中国 (延暦一四) ↓ 上国 (乙・延暦一二、甲・嘉祥二)	上 (准中国)
長門	中国 (天平九) ↓ 上国 (乙・宝字五) ↓ 中国 (貞觀八)	中
淡路	下国 (天平十) ↓ 中国 (神護元)	下
阿波	中国 (勝宝八) ↓ 上国 (甲・仁壽二)	上
肥後	上国 (景雲二) ↓ 大国 (延暦一四・九・二一)	大
薩摩	下国 (天平八) ↓ 中国 (天平一七)	中 (准下国)
宍岐	中国 (天平二) ↓ 下国 (天平一七)	下

※上国 (甲) の事例：尾張・三河／信濃・丹波・因幡・伯耆・出雲／美作・備前・備後・安芸／紀伊・讃岐・伊予／徳前・筑後・肥前・豊前・豊後、中国で介のある国：能登／石見／土佐／日向、下国で掾のある国：伊賀／飛騨／隠岐／多祿

『延喜式』民部上の前後で、国の等級が一致しない例がある。相対的な問題になるが、地域的には東国の例が多く、西国が少ない。東国の該当国は、主に大・上国が対象であるのに対し、西国では中・下国が問題になっている。前者に「准大国」が多く、後者のみに「准中（下）国」が見えるのも同様である。国レベルの「廃置国郡」の事例が、東国地域に集中しているのと無関係ではないだろう。

官員が増加し、国の等級が上昇して『延喜式』民部上の等級に至る場合がほとんどだが、摂津国と淡路国だけは、下げて『延喜式』民部上の等級になっている。

定点的な史料は限られているが、国の等級の確定時期を明示する史料が存在するのは、当面次の四例だけである。

- ① 上野国（弘仁二・二・十五）
- ② 加賀国（天長二・正・十）
- ③ 越中国（延暦二三・正・二九）
- ④ 肥後国（延暦九・二・二一）

延暦九年（七九〇）～天長二年（八二五）の時間幅があるが、北陸道地域の③↓②という近接地域に関しては、前述した通りの地域情勢（4）の下で確定している。

不確定な要素が多いが、変動のあった事例全体を通した傾向としては、西国地域では八世紀代の格付け変更が比較的多い。中・下国の問題が大半なので、全体に地味な印象である。そうした中では、北海道で唯一の大国⇨肥後国の事例が目立つ。この時期には、それまで大宰府と不可分であった筑前国に代わり、肥後国の占める意味が大きくなっ

ていた。西海道諸国（九国三嶋）に関しては、大宰府との財政上の関係で三つのタイプに分類できるといふ（5）。

・ 財政的に自立し大宰府の財政を支持する国：筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後（三前三後）

・ 大宰府財政に依存せず財政的に自立できる国：日向

・ 大宰府や隣国の財政に依存する国：大隅・薩摩・多祢・対馬・老岐（二国三嶋）

大宰府を取り囲む形の西海道北部の諸国は、比較的開発が進み農業経営も安定していた。それらの中でも肥後国は、最大にして圧倒的に優位な財政規模を保っていた。大宰府の存立の基盤ともいふべき存在であったに違いない。延暦九〜一四年（七九〇〜七九五）頃の肥後国の状況について、直近では延暦九年に粟田鷹守が肥後守・百済王元信が肥後介となっているが、延暦一四年段階で現任であったかどうかは問題がある。粟田鷹守については、肥後守後の任官が、延暦一八年（七九九）の大蔵卿現任しか知られておらず、百済王元信についてはその後の記事が全くないからである。

但し、粟田鷹守については、京官の兼官として安房国守↓因幡国守↓甲斐国守↓上野国守↓長門国守↓肥後国守を歴任している。なお、上野国守に在任中に、上野国の等級変更に関与した紀広浜が、延暦一八年に肥後国守に任官する。直接事務に関与することはなかったろうが、徐々に実入りの良い国守に転任する階層の貴族にあつて、上がりに近いのが肥後・上野両国などであった可能性がある。

東国地域の事例は、西国地域よりも若干遅れた、平安前期頃までの格付け変更になるとみられる。このことは、行政機構の整備過程の時間差と対応するものである。特に東山道地域は、陸奥国北部を中心に征夷戦争が繰り返され、交通路（駅路）の延伸によって支配領域も拡大していたが、化内からの移民によって安定的な支配領域に動揺を来たし、化外の行政の浸透精度も低下を避けられなかった部分がある。

『延喜式』民部上の国司の定員の増減によって想定される、国の等級変更について比較すると、国の等級変更を直接明示する記事は意外に少ない。法令の拡大解釈的運用（准一）が一般化しており、国司官員の定員増などのような官員の利害に直結する政策と異なり、国の等級を変更する現実面での意義が薄いためであると考えられる。

「廃置国郡」のような政策が、頻繁に実施されるような時期には、ある程度の意義を見いだし得るであろう。ところが、八世紀後半以降そうしたものが積極的に行われなくなると、自然の増減による人口の変化・開発の進展や災害などに伴う徴税額の増減といった、各種の要素の大きな変動がなくなり、国の等級自体もほぼ自動的に安定化すると見られる。

僅かずつの開発の進展分が累積し、一定基準を超えるほど増加するためには、相当な期間と積極的な投資が必要になる。国司の任期が、確実に原価を回収できるほどの大規模事業を敢行するのに十分な期間が確保できなかった状況では、当然場当たりの対応になるだろう。従って国の等級変更につながるような大きな成果を挙げられた可能性があるのは、郡司層のような長期間地域に在任し続けられる存在であったと思われる。

東国地域全般の条里型土地区画の造成に関して、右のように考えられるとすれば、条里型土地区画の分布と各地の郡司級の「良吏」（6）の分布に、相関関係があるかもしれない。そして、そのような各地の郡司の「善政」に充ちてきた中央の政権があり、そうした有為の郡司層の地域支配システムからの離脱によって、律令制度は先ず財政面から立て直し困難な事態へと転落してゆくのである。

3、九世紀前半の上野国の等級変更

九世紀前半（弘仁二年頃）の地域の状況は、『日本後紀』の散逸などの事情もあって、よくわからないことが多い。

この点に関しては標記の上野国に關しても例外ではない。非常に僅少な史料からであるが、地域の情勢―ひいては国の等級変更に關する歴史的背景について考えて見る。弘仁二年（八一―）段階の上野国司は、守が從四位下の紀朝臣広浜・権介に從五位下で伊勢朝臣徳成が現任であったことが確認できる。

紀広浜は、上級貴族である紀古佐美の長男である。弘仁十年（八一〇）に六十一歳で卒去するので、天平勝宝元年（七四九）頃の生まれになる。弘仁元年九月で五一歳の時に、右大弁・内蔵頭に現任で、上野守を兼任する。弘仁五年（八一四）正月に大宰大貳に転任し、替わって春原朝臣五百枝が着任するまで、足かけ五年ほどに亘って上野守に在任していたと見られる。京官の兼任なので、上野国の現地に赴くことはほとんどなかったと見られるが、畿内觀察使にも任せられており、政權の中樞付近にあつて諸政策遂行の遂行に尽力したものと思われる。

一方伊勢朝臣徳成は、『日本後紀』弘仁元年（八一〇）十月丙戌段階に上野権介に任官する。約一年後、同二年十月庚辰条で上野介に昇任する。このことは、国の等級変更の成功に連動している可能性がある。在京の紀広浜に代わつて、上野国の現地で具体的な政策を實行したと見られるのである。

また、さらに約一年を経過した『日本後紀』弘仁三年（八一二）八月甲寅条によれば、上野国介從五位下息長真人家成・同大掾正六位酒人真人人上等が、郡司を介して百姓を私的に使役したという理由で免官となった。この段階では伊勢徳成は既に異動していたことになる。免官に至る具体的な内容は不明だが、国の等級変更に係る事務と關係があつたかもしれない。この段階での上野国司の官員構成は次の通りであつた。

・（守）紀広浜―（介）息長家成―（大掾）酒人上人―（少掾）？―（大目）？―（少目）

その翌年の『日本後紀』弘仁四年（八一三）二月丁酉条には、「甘樂郡大領」で「外從七位下勳六等」の位階・勳位を持つ壬生公郡守が「戸口増益」によつて外從六位下に昇叙される。この例を伊勢徳成の具体的な協力者と見て良

ければ、この段階に国府に親和的な勢力は甘楽郡方面にいたことになる。これらの一連の出来事の間、上野守は一貫して紀広浜であった。

甘楽郡の所属する鑛川流域は、同時代の遺跡分布や『和名類聚抄』郷名の分布密度からみて、人口密度が高かったと思われる。そのような人口密度を支える前提に、下位段丘面の水田を中心に流域全体に亘って、条里型土地区画が実施（7）されており、その密度は関東平野全体でも注目に値する。壬生公郡守の具体的な功績とは、この大規模圃場整備に係る地域の生産力の向上にあつたのであつたのではないか。

周辺地域の条里型土地区画の造成は、埋蔵文化財の調査結果からは、平安時代前期頃の所産であるという。かつては「大化改新」後の七世紀中葉や、大宝律令制定後の八世紀前半での造成が想定されていたこともあるが、全国的にそのような事例は見当たらず、遡及しても平安前期以降の造成という事例が多く紹介されている。上野国地域でも、前橋台地上や大間々扇状地扇端の低地等に広がる同様の造成は、開発難易度による時間幅や地点による時期差はあるだろうが、壬生公郡守の達成に並行するような時期に、集中的に実施されたと見るのが適当なのではなからうか（8）。その前提には、耕地の再編成が可能である程度に、広範囲に「熟田」が維持されている必要があつた。その「熟田」は、六く七世紀にかけて存続し、榛名山二ツ岳の火山災害からの具体的な復旧作業に従事した可能性のある各地のミヤケ、及び七世紀中葉以降からの上野国府の作業に負う部分が、非常に大きかつたと思われる。

そのようにみてよければ、上野国の等級変更の背景には、律令政府の諸政策に即応する形で、各種事業を実施した地域勢力の尽力によって、画期的に再生・増加した耕地と、そこからの税収があつた可能性がある。同様な要件を満たす事例は、他にも幾つかはあつただろうが、その多くは国司の定員増の範囲で対処しうる性格のもので、国の等級変更にまで至ることがなかつた可能性がある。そうであれば逆に、延暦九年（七九〇）の肥後国と弘仁二年（八一）

の上野国との等級変更の意味の大きさが注意されることになる。

小結

国の等級に関しては、多数の史料の残存にもかかわらず、基準となる「別式」が失われてしまったため、どうしても不確定な部分が残る。地域編成などがあつた場合でも、国によって即座に調整される場合もあれば、据え置かれる場合もあつた。官員の増減も、そのことが国の等級と相即的には連動しておらず、例外が非常に多かつた。従つて、国の等級変更に関しても、地域編成の実施と同様に、非常に不確定な要素が多く含まれることになる。山田英雄氏の総括するように、大宝令制定直後の国の等級は、微調整などの意味で下降する場合も稀にはあつたが、時代が下るにつれて生産力の増強などによつて上昇する場合が多かつたが、それでも全てに該当するわけではない。

天長三年（八二六）に始まる親王任国制（9）は、上総国・常陸国・上野国の東日本の三国が対象であつたが、その段階ではいずれも大国であつた。東日本の大国であることが、親王任国の前提条件であつたとみられる。類似した条件を具備した近隣諸国では、武蔵国・下総国なども候補に挙げられたと思われるが、それらの国々ではなく上野国が選定されたのは、恐らく直近の時期に上国から大国へと等級変更されたことに関係している。

西国地域では、当初から国の等級が低い上に、時代が下るほど全般的に降格傾向にある。逆に東国地域で上昇傾向にあるのは、東山道北部に至る陸路が延伸され、地域の広狭が具体的な面積として把握されるようになったことが大きいだろう。人から土地へという徴税の基本単位の傾斜が作用している。そしてそれは、条里型地割の施行に関するような、開発の時期差の問題に関係している可能性がある。

十世紀頃とされる『和名類聚抄』国郡部の郷数が、九世紀頃とされる「律書残篇」の国郡の郷数に比較して減少し

ているのは周知のことである。後者は「六十七」とされる全国の国数を網羅しておらず、史料上の不備も想定されている(10)。とはいえ後者の示す郷数は、残存する風土記の郷数(概ね八世紀)と一致するものがあり、全く根拠のないものとはいえない。上野国の詳細は不詳だが、肥後国の場合には明らかに減少しており、同時期の大国への昇格の要件が単純ではなかったことだけは理解できる。

注

- (1) 山田英雄「国の等級について」(『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年所収)、野田嶺志「国の等級について」(小葉田淳先生退官記念会編『国史論集』、一九七〇年所収)等。
- (2) 各国の財政状況の変動に関しては、柴原永遠男「律令時代紀伊国における経済的發展」(『紀伊古代史研究』清文堂、二〇〇四年所収)の整理参照。
- (3) 前掲注(1)山田論文参照。
- (4) 遠藤元男「加賀国の成立事情」(『北陸史学』六号、一九五九年)、米沢康「越中国をめぐる二、三の問題」(『北陸古代の政治と社会』法政大学出版局、一九八九年所収)、森田悌「律令時代の加賀」(『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八年所収)、林陸朗「加賀立国の史的背景」(『日本史学論集』上巻、吉川弘文館、一九八〇年所収)。
- (5) 永山修一「平安時代前期の南九州」(『隼人と古代社会』同成社、二〇〇九年所収)。
- (6) 亀田隆之「良吏政治」(『日本古代制度史論』吉川弘文館、一九八〇年所収)。
- (7) 拙稿「鎭川流域の条里的地割」(『条里制研究』二号、一九八六年)。
- (8) 新井仁「群馬県における平安時代の水田開発について」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』一

九号、二〇〇一年）。

(9) 湯本俊明「上野国の親王任国制について」(『群馬県史研究』二九号、一九八九年)。

(10) 坂本太郎「律書残篇の一考察」(『日本古代史の基礎的研究』下、東京大学出版会、一九六四年所収)。

第七章 地域編成に関わる史料二題

(1) 名古屋市立博物館蔵『倭名類聚抄』国郡部

はじめに

去る一九九二年六月、名古屋市立博物館蔵（以下、名博本）『倭名類聚抄』が影印刊行された（1）。数系統知られる『倭名類聚抄』写本のなかでも、二十巻本の体裁を有し、国郡部を中心に他の諸本に見られない特徴を多く持つとされている（2）が、かつて筆者も大東急記念文庫本（以下、東急本）『倭名類聚抄』国郡部について考えてみたことがあり、その際郷名についても気に掛かりながら全く触れずに過ぎてしまった。そこで、遅ればせながらこれまで周知でなかった情報（注記）を含むとされる国郡部を中心に、改めて若干の所感を述べてみたい。

1、名博本国郡部の記載の特色

名博本『倭名類聚抄』国郡部は、東急本が国郡部と郷名部を分けて別々に記載するのと異なり、両者を一括して郡名の下に郷名を列挙する形を採っている。読者の便宜を考慮した整理は、名博本『倭名類聚抄』の方が進んだ形になっている。その体裁は、原則として次のようなものである。

〇〇国〇〇〇	(本田数・官稲数・行程・その他の注記)
〇〇(郡)	郷名 郷名 郷名 郷名 郷名 郷名 郷名

一頁当たり九行分の罫線が引かれているが、郡名と郷名の間には界線が引かれて区画されている。現状の観察から罫線・界線は、郷名記入後に引かれたとされている。一行当たりの郷名数は、基本的には「七」であるが、郷数の多寡に応じて減ずる場合がある。国郡部と郷名部を合わせている点などからして、かなり頁数の削減が進んでいるという印象がある。

国名と管郡数下に、罫線当たり二・三行の本田数・官稲数・行程などが記されている。国名の左には、国の等級と都からの距離が注記されるほか、郡郷名には右に読みが付されるものが多く見られる。さらに郡名には、国府の所在を示す「府」なども付け足される。宇による係数・合点などもあるが、特に注意を惹くものではない。

前述のように、名博本『倭名類聚抄』国郡部には多様な注記が認められるとされるが、これまであまり踏み込んだ議論のなされていない印象のある郷名「駅家・余戸・神戸・倅囚・郡家」と注記との関係について考えてみたい。これらのうち、必ずしも注記と断定できるわけではないが、特に「駅家・余戸（・倅囚）」について、高山寺本では機械的に省略されており、東急本・名博本に見られるものである。それぞれの郷名に関する名博本の実態は次のようなものである。

〔駅家〕―畿内―

摂津国西生郡(〇)

—東海道—

伊勢国鈴鹿郡(○)・飯高郡(○)・度会郡(○)

志摩国答志郡(○)

尾張国愛智郡(○)

三河国碧海郡(○)・額田郡(○)・寶飯郡(○)

遠江国浜名郡(○)・敷知郡(○)・磐田郡(○)・佐野郡(○)・榛原郡(○)

駿河国富士郡(○)

相模国足上郡(○)・足下郡(○)・大住郡(○)・高座郡(○)

武蔵国都筑郡(○)・橘樹郡(○)・荏原郡(○)・豊島郡(○)

安房国平群郡(○)

下総国葛飾郡(○)

—東山道—

美濃国各務郡(○)・賀茂郡(○)

上野国碓氷郡(○)・群馬郡(○)

下野国都賀郡(○)・河内郡(○)

陸奥国白河郡(×)・同郡常世(×)・磐瀬郡白方(○)・信夫郡安岐(×)・柴田郡小野(○)・

黒(星)河郡白河(○)・色麻郡(×)・玉造郡(×)・栗原郡会津(×)

―北陸道―

若狭国三方郡 (○)・

加賀国加賀郡 (○)

―山陰道―

丹後国与謝郡 (×)

但馬国養父郡馭里 (○)・七美郡 (○)

―山陽道―

備中国都宇郡 (○)・小田郡馭里 (○)・後月郡 (○)

備後国安那郡大坂 (○)・品治郡 (○)・葦田郡葦田

安芸国安芸郡阿浦・佐伯郡土茂 (×)

周防国玖珂郡 (△)・熊毛郡周防 (×)

長門国豊浦郡 (△)・美祢郡 (△)・阿武郡 (△)

―南海道―

紀伊国名草郡 (○)・海部郡 (○)

―西海道―なし

〔余戸〕―畿内―

山城国宇治郡（○）・綴喜郡（○）

大和国葛上郡（○）

河内国錦部郡（○）

摂津国東生郡（○）・西生郡（○）・豊島郡（○）

―東海道―

志摩国英虞郡（○）

尾張国春部郡（○）

甲斐国巨麻郡（○）

相模国大住郡（○）

武蔵国都筑郡（○）・橘樹郡（○）・豊島郡（○）・足立郡（○）・新座郡（○）・入間郡（○）・横見郡（○）

埼玉郡（○）・大里郡（○）・幡羅郡（○）・榛沢郡（○）・秩父郡（○）

安房国平群郡（○）・安房郡（神余）

下総国葛飾郡（○）・相馬郡（○）・猿島郡（○）・結城郡（○）

常陸国久慈郡（○）

―東山道―

美濃国山県郡（○）・土岐郡（○）

信濃国小県郡（○）・佐久郡（○）

下野国足利郡 (○) ・ 梁田郡 (○)

陸奥国磐瀬郡 (○) ・ 柴田郡 (○) ・ 菊多郡 (○) ・ 標葉郡 (○) ・ 伊具郡 (○) ・ 宮城郡 (○) ・ 賀美郡 (○)

色麻郡 (○) ・ 新田郡 (○) ・ 小田郡 (○) ・ 遠田郡 (○) ・ 桃生郡 (○) ・ 牡鹿郡 (○)

出羽国置賜郡 (○) ・ 雄勝郡 (○) ・ 山本郡 (○) ・ 飽海郡 (○) 川辺郡 (○) ・ 出羽郡 (○)

― 北陸道 ―

若狭国三方郡 (○)

越前国坂井郡 (○)

能登国鳳至郡 (○) ・ 珠洲郡 (○)

越中国婦負郡 (○)

― 山陰道 ―

丹波国桑田郡 (×) ・ 船井郡 (○) ・ 多紀郡 (○) ・ 氷上郡 (○) ・ 何鹿郡 (○)

丹後国加佐郡

― 山陽道 ―

播磨国賀古郡 (○) ・ 印南郡 (○) ・ 飾磨郡 (○) (・ 美作郡 (×)) ・ 多可郡 (×)

周防国玖珂郡 (○) ・ 熊毛郡 (○) ・ 佐波郡 (○)

― 南海道 ―

紀伊国海部郡 (○) ・ 日高郡 (○)

阿波国板野郡 (○) ・ 勝浦郡 (○)

伊予国宇摩郡(○)・周敷郡(○)・久米郡(○)

―西海道―なし

〔神戸〕 ―畿内―

大和国葛上郡(○)・城上郡(○)・十市郡(○)

摂津国八部郡(○)

―東海道―

伊贺国伊贺郡(○)

伊勢国鈴鹿郡(○)・飯野郡(○)

志摩国答志郡(○)・英虞郡(○)

尾張国愛智郡(○)

遠江国磐田郡(○)

安房国平群郡(○)・安房郡(○)

―東山道―

近江国犬上郡(○)・高島郡(○)

信濃国諏訪郡(○)

―北陸道―

若狭国遠敷郡(○)

越前国敦賀郡(○)

能登国羽咋郡 (○)

— 山陰道 —

丹波国天田郡 (○)

丹後国加佐郡 (○) ・与謝郡 (○)

伯耆国日野郡 (○)

出雲国能美郡 (○)

— 山陽道 —

播磨国明石郡 (○) (・美作郡 (×)) (・賀茂郡 (×))

周防国佐波郡 (○)

長門国厚狹郡 (○) (・大津郡 (○)) (・阿武郡 (○))

— 南海道 —

紀伊国伊都郡 (○) (・那珂郡 (○)) (・名草郡 (○)) (・牟婁郡 (○))

伊予国周敷郡 (○) (・能満郡 (○)) (・久米郡 (○))

土佐国土佐郡 (○)

— 西海道 — なし

(俘囚) — 畿内 — なし

— 東海道 — なし

— 東山道 —

上野国碓氷郡（○）・多胡郡（○）

―北陸道―なし

―山陰道―なし

―山陽道―

播磨国賀古郡（○）・賀茂郡（○）・美濃郡（○）

―南海道―なし

―西海道―なし

〔郡家〕
―畿内―

摂津国川辺郡（○）

―東海道―

武蔵国久良郡（○）・安立郡（○）・入間郡（○）・比企郡（○）・大里郡（○）

―東山道―

美濃国厚美郡（○）

―北陸道―

加賀国江沼郡（○）

―山陰道―なし

―山陽道―なし

―南海道―なし

— 西海道 — なし

※右の(○)は東急本と一致するもの、(△)は記載順序に移動のあるもの、(×)は東急本と一致しないもの。

また、郷名まで記すものは注記状の記載を示すもの、を各々示す。

「駅家」について、東急本に記載のある摂津国豊島郡／伊勢国川曲郡・安濃郡、尾張国山田郡、常陸国信太郡／近江国野洲郡・神埼郡・犬上郡・坂田郡、美濃国不破郡・大野郡・方県郡・可児郡・土岐郡、上野国新田郡、下野国足利郡、陸奥国名取郡・磐井郡・胆沢郡／備前国津高郡、周防国都濃郡・長門国厚狭郡・大津郡は名博本に見えない。これらは個別に検討を加える必要があるが、ほとんどは名博本が高山寺本の記載に引きずられて脱落した場合であるように思われる。

逆に、名博本に記載があつて東急本に見えないか、明らかな異同があるのは、荒井氏の想定する項目末尾の誤脱と見られる場合を除くと、東山道末尾(陸奥国)と山陽道の中盤以降に限られている(破線の範囲)。それらの付近には、明らかに注記の形態を示すものがあつて注意される。

異同の幅の大きな東山道(陸奥国)部分について、改めて『延喜式』民部を基準に整理し直してみよう。

- ・ 駅馬—雄野(?)・松田(?)・磐瀬(○)・葦屋(?)・安達(?)・湯日(?)・岑越(?)・伊達(?)・蕪借(?)
- ・ 柴田(?)・小野(○)・名取(◎)・玉前(?)・栖屋(?)・黒川(○)・色麻(○)・玉造(○)
- ・ 栗原(○)・磐井(◎)・白鳥(?)・胆沢(◎)・磐基(?)・長有(?)・高野(?)
- ・ 伝馬—白河郡(○)・安積郡(?)・信夫郡(○)・刈田郡(?)・柴田郡(○)・宮城郡(?)

※◎：名博本・東急本一致、○：名博本一致、？：名博本不一致、以下同じ。

この点に関して、荒井氏は「新駅として白河郡小野（？）・同高野、磐瀬郡白方（？）・信夫郡安岐、柴田郡小野（○）、黒河郡白河（？）・色麻郡駅家（色麻郷カ）・玉造郡駅家郷（玉造郷カ）・栗原郡会津が載る。？は次に駅家が続くもので、名博本ないしその祖本が見た『倭名類聚抄』にある駅家郷をその直前の郷に掛けたことによる誤解と思われる」とする。ここに挙げられたものうち、「白河郡小野・同高野」については、それ以外の場合と注記の形が異なっており、一括しては扱いにくい。即ち、他が郷名下に縦書きするか本文そのものであるのに対し、「白河郡小野・同高野」については、郷名上部に右から左へと横書きされているのである。

郷名下という他の注記と同様に理解するなら、それぞれ「白河郡白河・常世」に付されたものとするべきだろう。但し、白河郡「雄野駅」・同郡「常世駅」は名博本独自の「新駅」ではなく『倭名類聚抄』以前に設置の知られる事例である。荒井が「白河郡小野・同高野」を採用しながら「誤解」とされる理由はよくわからない。全体として「駅家」郷が続くために引かれたと見るよりも、「駅家」がそれぞれに郷名に付された注記であると理解する方が、都合の少ない例が多いのではないかと思われる。

同じく山陽道（備後↓安芸↓周防↓長門）部分については、注記による新駅が認められなかったためか、荒井氏には特に指摘がない。

・ 駅馬―安那（◎）・品治（◎）、者度（？）

↓真良（？）・梨葉（？）・都宇（？）・鹿附（？）・木綿（？）・大山（？）・安芸（？）・伴部（？）・大町（？）

・種篋(？)・濃喉(？)・遠管(？)

↓石国(○)・野口(○)・周防(◎)・生屋(？)・平野(？)・勝間(？)・八千(？)・賀寶(？)

↓阿潭(？)・厚狭(？)・埴生(？)・宅賀(？)・臨門(？)／阿津(？)・鹿野(？)・意福(？)

・由宇(？)・三隅(？)・参美(？)・垣田(？)・阿武(◎)・宅佐(？)・小川(？)

なお、長門国豊浦郡・美弥郡・阿武郡には「馭子戸」なる郷名(？)が見えるが、注記の表現としては、むしろこちらの方が適当であろう。先の三郡については、東急本にはいずれも「馭家」があるが、名博本の「馭子戸」とは位置が異なっており、同様の注記であるとするにしても、単純には理解できないことを示す(4)。

次に「余戸」について、東急本に記載のある大和国葛下郡、摂津国住吉郡／伊勢国川曲郡・飯野郡、尾張国中嶋郡・山田郡、遠江国榛原郡、駿河国富士郡／信濃国高井郡／能登国能登郡／丹後国丹波郡、因幡国高草郡、出雲国意宇郡／播磨国揖保郡は、名博本に見えない。名博本に記載のある播磨国賀茂郡は東急本に見えないが、名博本の誤写の可能性が高い。

「余戸」に関しては、風土記や木簡など出土文字資料によっても類例が見られるが、西海道に見えない他は、全国的に広がっている様子が窺われる(5)。状況に応じて設置される性格のものであれば、更に高い頻度で見られてもよさそうなものだが、現実にはそのようなようになっていない。あくまでも『倭名類聚抄』の記載についてであるが、地域的には武蔵国・陸奥国に特に集中している。このことのみから判断はできないが、

①地域編成がやや遅れていた

②小規模な郡が集中している

といった共通点がある。郡の規模が小さいほど、郡内の編戸の矛盾を郡単位で解消しきらないというような事態が発生しやすく、「余戸」設定が恒常的になるというようなことがあったかもしれない。

また「神戸」について、東急本に記載のある大和国葛下郡、摂津国住吉郡／伊勢国川曲郡・飯野郡、尾張國中嶋郡・山田郡、遠江国榛原郡、駿河国富士郡／信濃国高井郡／能登国能登郡／丹後国丹波郡、因幡国高草郡、出雲国意宇郡／播磨国揖保郡は名博本に見えない。名博本に記載のある播磨国賀茂郡は東急本に見えないが、名博本の誤写の可能性が強い。

本来「神戸」が五十戸集まった結果、郷編成になった事例であろうから、各地域に所在する相当な有力神社が設定の前提になると思われる。「住吉神戸」という表現が、播磨国明石郡・賀古郡・賀茂郡、長門国阿武郡などに見える。この例については、特に交通路（山陽道）との関係が想定できると思われるが、「神戸」郷で一括されているものものなかには、何らかの政治的要請の下で、地域の有力神社ではなく、中央の神社と結びついているものがあることを考慮する必要がある。

更に「俘囚」について、東急本に記載のある上野国緑野郡／周防国吉敷郡は名博本に見えない。また、播磨国の三例については、賀古郡が「夷俘」とする他は、「夷孫」と名博本独自の表記を記す。「(蝦)夷(の子)孫」といった意味になるのかもしれないが、単なる誤写である可能性の方が高いだろう。いずれにしても、「俘囚」の配置(6)などに関する新たな情報は引き出しにくい。

最後に「郡家」について、東急本に記載のある摂津国東生郡・西生郡／武蔵国男衾郡／美濃国大野郡・可児郡／淡路国津名郡、讃岐国那珂郡は名博本に見えない。登場頻度も低いですが、その逆は当面知られていない。「郡家」については、武蔵国を筆頭に、摂津国・美濃国など一部の国にやや集中してみられるが、その理由については当面よくわか

らない(7)。

これらを総合すると、多分に印象の範囲は出ないのであるが、「駅家・余戸・神戸・俘囚」など、東急本・名博本に記載があつて、高山寺本に見えない要素は、特に「駅家」の例に示されるように、すべてとはいえないかもしれないが、本文の内容に早い段階で付された注記と見られるものが、多く含まれているように思われるのである。

2、上野国の郡名・郷名

先述したように、荒井秀規氏によつて相模・武蔵両国の郷名について整理がなされている。これに倣つて上野国の場合を整理してみると次表のようになる。読みの位置は末尾に統一してある。なお、上野国部分に関しては高山寺本の誤脱が目立つが、判定についても荒井に従つておく。

適否凡例—○：三本とも一致するもの、×：三本とも相違するもの、A：高山寺本と名博本が一致するもの、
 B：東急本と名博本が一致するもの、b：東急本と名博本が一致し高山寺本に記載を欠くもの、
 C：名博本の独自記載。高山寺本と東急本が一致するもの。

表 名博本に見える上野国の郷名

郡	(高山寺本)	(東急本)	(名博本)	適否	備考
碓氷郡	飽馬 安木末 石馬	飽馬 安木末 石馬	飽馬 アキマ 石馬	○ ○ ○	安中市秋間 安中市坂本
	坂本 佐加毛土	坂本 佐加毛土	坂本		

					甘楽郡						片岡郡						
湍上	崇伎	湍下	那非	丹生	酒甘	貫前 奴支乃佐岐	長野	佐没	高渠 太加无曾	多胡 多古	若田 和加太		野後	石井 伊波井	磯部 伊曾倍		
湍上	崇伎	湍下	那非	丹生	酒甘	貫前 奴支乃佐木	長野 奈加乃	佐没	高渠 太加无曾	多胡	若田 和加多	浮囚	駅家	野後	石井 伊波井	磯部 伊曾倍	
宇佐	湍上	崇伎	湍下	那波 非イ	丹生	酒甘	貫前 ヌキノサキ	長野	佐没	高渠 タカムソ	多胡 クコ	若田 ワカタ	浮囚	駅家	野後 ノシリ	石井 イワイ	磯部
C	B	B	○	A	○	○	○	○	c	○	○	○	b	b	○	○	○
	富岡市高瀬	富岡市曾木	富岡市瀬下		富岡市丹生	富岡市坂井	富岡市(貫前神社)	高崎市長野			高崎市榛名町	高崎市若田	(注記カ)	(注記カ)	安中市野尻	安中市岩井	安中市磯部

				緑野郡						多胡郡									
佐味	高足	升茂	小野	林原	八田		武美	大家	辛科	織袋	山宗	拔鉢	小野	新屋	額田部	那射	有只		
									加良之奈	於利毛	也末奈			冨比地					
佐味	高足	升茂	小野	林原	八田	浮囚	武美	大家	辛科	織袋	山宗	拔板	小野	新屋	額部	那射	有只		
			平乃	八也之波良					加良之奈	於利毛	也末奈			冨比地	奴加倍				
佐味	高足	升茂	小野	林原	八田	浮囚	武美	大家	辛科	織袋	山宗	拔鉢	小野	新屋	額田部	那射	有只		
									加良之奈	於利毛	也末奈								
○	○	○	○	○	○	b	○	○	○	○	A	A	○	○	A	○	B		
			藤岡市小野		多野郡吉井町矢田	(注記力)	高崎市吉井町	高崎市吉井町	高崎市吉井町(辛科神社)	高崎市吉井町折茂	高崎市山名町	富岡市(拔鉢神社)	富岡市小野	富岡市新屋	富岡市額部	富岡市南蛇井	富岡市宇田		

吾妻郡		群馬郡	
(長田 ナカタ) (伊参 以佐末)		(長野) (井出 為互) (小野) (八木) (上郊 加無佐土) (畔切 安岐利) (嶋名) (群馬)	
③		②	
長田 奈加太 伊参 伊佐万	白衣 駅家 利蒨 上加利 有馬 阿里万 桃井 毛々乃井 群馬 嶋名 之万奈 畔切 阿木里 上郊 加无止佐乃 八木 小野 平乃 井出 長野 奈加乃	(有馬 阿里万) (利蒨 上加里) (白衣)	
長田 ナカタ 伊参 イサマ	白衣 駅家 利蒨 上加利 有馬 阿里万 桃井 毛々乃井 群馬 嶋名 之万奈 畔切 阿木里 上郊 加无止佐乃 八木 小野 平乃 井出 長野 奈加乃		
(○)	b b b b b (○) (○) (○) (○) (○) (○) (○)	/ / /	
吾妻郡	澁川市 (注記力)	高崎市 高崎市井出町 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市 高崎市	

佐位郡	勢多郡	利根郡	
(名橋 奈波之) (雀部 佐々伊備) (茂侶) (佐井)	(深田 フカク) (邑田) (芳賀 波可) (桂荳) (真壁) (深渠) (深澤) (時澤)	(大田) (沼田 奴末太) (男信 奈末之奈) (笠科 加佐之奈) (吳桃 奈久苗莖)	
⑥	⑤	④	
佐井 反治 岸新 名橋 有桐原形/名波之	藤澤 布知佐波 時澤 深澤 布加佐波 深渠 布加无曾 真壁 万加倍 桂荳 加以加也 芳賀 波加 田邑 多无良 深田	吳桃 奈久苗莖 笠科 加佐之奈 男信 奈末之奈 沼田 奴末太	大田 於保太
原形 橋有 相名 或本	時澤 深澤 深渠 真壁 桂荳 カイカヤ 芳賀 ハカ 邑田 田邑イ 深田	吳桃 ナクルミ 笠科 カサシナ 男信 ナマシナ 沼田 ヌマタ	大田 ヲホク
⑦			
/ / / c	(b) (o) (o) (o) (o) (o) (o) (o) (o)	(o) (o) (o) (o) (o)	(o)
(注記カ)	前橋市 前橋市富士見町	利根郡水上町 利根郡 利根郡 沼田市	吾妻郡吾妻町

山田郡	新田郡	
(三嶋) (小山) (真張 マハリ) (菫田 ソノタ) (大野) (山田)	(淡甘) (祝入 ハフリ) (石西) (滓野) (新田)	(淵名 布知奈)
⑩ ⑨	⑧	
山田 大野 於保乃 菫田 曾乃 真張 万波利	新田 滓野 加須乃 石西 淡甘 祝入 波布利 駅家	淵名 布知奈 駅家 雀部 佐々伊倍 茂侶
山田 大野 菫田 ソノタ 真張 マハリ	新田 滓野 石西 祝入 淡甘 祝イ	岸新 雀部 茂侶 佐井 淵名 フチナ 駅家
/ / b b b b	(b) b b b b b	b (○) (○) C b b
桐生市 川内町 桐生市 広沢町	太田市 太田市 太田市	伊勢崎市 伊勢崎市 伊勢崎市 (注記力)

邑楽郡		池田	池田	池田	池田	
	正田 比支多	正田 比木太	正田 ヒキタ	○		
八田 也多	八田 也太	八田 ヤタ	○			
長柄	長柄	長柄	○			
			○			邑楽郡

※補注①群馬郡部分の重複であるが、「畔切」と「有馬」の訓に違いが見られるほか、「駅家」を欠く。

- ② 高山寺本では下野国に記載される。
- ③ 高山寺本では下野国に記載される。
- ④ 高山寺本では下野国に記載される。
- ⑤ 高山寺本では下野国に記載される。
- ⑥ 高山寺本では下野国に記載される。
- ⑦ 注記の誤写とみられ、郷名ではない。
- ⑧ 高山寺本では下野国に記載される。
- ⑨ 高山寺本では下野国に記載される。
- ⑩ 下野国都賀郡の郷名とみるべきである。

以上の各郡について、記載順に従って通覧してみる。

○碓氷郡については、特に問題点は見あたらない。「駅家」「俘囚」の有無を除くと、訓みのある部分などで、高山寺本・名博本の共通性が認められる。

○片岡郡についても、碓氷郡同様大きな問題点は見あたらないが、名博本が「佐渡」とするのは単純な誤記になるであろう。

○甘楽郡については、「湍上（せのかみ）」と「宗伎（そぎ）」の記載順序に違いがある。「湍上」に対応する「湍下」は現存地名にある（8）が、本来「高瀬」郷が分割されたものである可能性がある。高山寺本の「宇伎」と東急本「端上」は誤記であろう。名博本が「宇佐」とするのは、未知の郷名であるが、高山寺本の「宇伎」を重複誤写している可能性が高い。高山寺本・名博本の「額田部」は、比較的珍しい三文字表記になっている。また、東急本の「抜板」は「抜鉾」の誤りである。

○多胡郡については、東急本「山宗」が誤りで、高山寺本・名博本の「山宇（やまな）」が正しい（9）。碓氷郡同様、高山寺本・名博本に共通性が認められる。

○緑野郡も基本的に問題がないが、名博本が「浮囚」を脱漏するのは、碓氷郡・多胡郡の例からして単純な誤りであろう。高山寺本・名博本に共通性が認められる。

○那波郡も基本的に問題はないが、名博本には高山寺本にない独自の訓みが付されている。東急本が「上郊」以下の群馬郡相当部分を重複記載しており、「駅家」を欠くなど多少異同があるが、全体の内容に影響を及ぼす性格のものではない。

○群馬郡以下邑楽郡までは、高山寺本の記載が大幅に誤っており、いずれも下野国部分に記載されている。従って、東急本と名博本との突き合わせが基本の作業になる。群馬郡部分に関しては東急本と名博本との間に目立った違いは認められない。

○吾妻郡については、目立った特徴は認められない。

○利根郡も吾妻郡と同様である。

○勢多郡については、東急本の「藤澤」を高山寺本・名博本共に落としている。名博本が「邑田」を「田邑イ」とするのは、東急本系統の写本も参照している可能性を示す。

○佐位郡については、既に指摘されているように、非常に混乱した内容を示している。名博本で「或本 相名 端有 (桐) 原形」(傍線は筆者)とする部分は、恐らく注記などを誤写したものである。傍線部分については東急本にも一部見えており(「有桐原形/奈波之」)、「名橋」という郷名とそれに伴う注記であると判断できる。

高山寺本が、信頼するに足りる状態を示していないため、少し難しいところもあるが、東急本を参考にしながら少し考えてみる。名博本に関して「或(本)」で始まる注記は、甲斐国都留郡の場合には欄外下部にあるが、それ以外は「私云、或…」のような形で欄外上部に記され、その成立時期はかなり下るものと思われる。また、郷名下の「有…」という形の注記は、名博本以外でもしばしば見られるものであるが、「有上下」とか「有東西(南北)」といった『倭名類聚抄』に比較的近いそれ以後の分割などを示す例が多い。

現存部分での記載順序に従って整理してみると

〔高山寺本〕 名橋↓ a 雀部↓ 茂侶↓ 佐井/ 渕名 (↓ 駅家)

〔東急本〕 名橋↓ 岸新↓ 反治↓ b 佐井↓ / 渕名↓ 駅家↓ c 雀部↓ 茂侶 /

〔名博本〕 (名橋↓) 岸新↓ 雀部↓ 美侶 / 佐井↓ 渕名↓ 駅家

なお、「/」は改行部分を示す。三本の記載内容はいずれも相違しているが、その構成要素には共通するものもある。すなわち a 部分は、名博本に改行を含むものの、順序も一致する。b・c 部分は、a を分解したものとなるが、東急本では名博本の改行部分を挟んで順序が逆転する形を示している。

あくまでも可能性の域は出ないが、以上を踏まえてこの部分の原本の体裁（本来縦書き）を復元的に示せば

佐位郡

或本相（桐？）有原形

名橋奈波之 岸新 反治 佐井 渕名布知奈

駅家

雀部佐々伊倍茂侶

一行当たりの郷数が、東急本の四では少なすぎ、名博本の七では窮屈で、東急本にしばしば見られる五に注記（欄外にやや大きめな字で三文字二行カ）が、詰まった状態で記載された原本を、名博本が誤写した結果ではないか。「駅家」は「渕名」に付された注記なのではないかと思われるが、再検討の余地があるだろう。なお、同様の理解によって碓氷郡野後Ⅱ駅家・同郡石馬（または飽馬）Ⅱ俘囚、多胡郡山字（または武美）Ⅱ俘囚、群馬郡利刈（または嶋名）Ⅱ駅家、新田郡新田Ⅱ駅家といった注記の可能性を想定できることになる。

また、東急本の 1 「名橋」・2 「岸新」・3 「反治」については、

○新田郡については「淡甘」のみに「祝イ」と注記がみられるが、正倉院宝物調庸布墨書にも見えており、名博本の情報不足と思われる。

○山田郡（一〇）については、特に問題点を見いだせない。注記の位置などでは高山寺本・名博本に共通性が認められる。

○邑楽郡についても山田郡と同様である。

小結

以上の結果を踏まえると、既に榎英一氏が指摘するように、上野国部分についても高山寺本・名博本の親近性は概ね追認できる。そして、上野国は『倭名類聚抄』国郡部段階で一四郡九五郷一〇二郷を数えることができるように思われる。上野国に関しては、所謂天元三年（一〇三〇）の「上野国交替実録帳」に

I 庚午（六七〇）年籍（管郷八六、駅戸四）	↓九〇郷
II 天曆五（九五五）年戸籍（管郷八四、駅戸四）	↓八八郷
III 応和元（九六一）年戸籍	↓九二郷
IV 応和四（九六四）年戸籍	↓九二郷
V 天延元（九七三）年戸籍	↓九二郷
VI 天元元（一〇二八）年戸籍	↓九二郷

といった記述のあることが知られており、時期によって多少の増減は認められるものの、IV段階（十世紀後半）以降九十二郷で安定しているように見える。それ以後は偽籍の疑いが非常に強いが、それでも郷里制（七一五〜七四〇頃）

段階を除いて、管「郷」数が百を越えることはなかったのではないかと想像される。このことは、『倭名類聚抄』本文中の郷名とされるもののうち、「駅家・余戸・神戸・俘囚・郡家」などと記すものを除いた実数に近い。逆に、「駅家・余戸（・神戸）・俘囚（・郡家）」のかなりの部分が、本来単独の郷名なのではなくて、その前後の郷名に付された注記である可能性が高いことを示すと言えるのではないか。本来の本文に関係のない注記が、一切削除されている高山寺本のあり方は、逆説的にそのことを裏付けているのではないか。

ともあれ、一部の地域の場合とは異なつて、上野国に関する限り名博本が甚だしく有効であるという要素は非常に少ないと思われる。但し、名博本が参照したと考えられる、原本の体裁について考えるヒントを含んでいると見られる佐位郡のような事例は、非常に難解であつても更に考察を深める必要がある。周知の史・資料での限界を感じるが、諸々のご教示を得て、より妥当性のある成案を練りたいと思う。

多様な注記を有する『倭名類聚抄』国郡部のありように接するとき、名博本について榎が説くように、「利用者によつて、常に加除が行われる性格を有している」ということは全く同感である。まだ十分というわけではないが、数段階にわたる意図を異にする注記が明らかに存在し、本文の内容も含め、国郡部以外の注記も比較・検討する必要があると感じる。

注

- (1) 名古屋市立博物館資料叢書二、一九九二年。なお、解説は榎英一氏が執筆している。
- (2) 荒井秀規『『和名類聚抄』による相模・武蔵の郷名について』（『藤沢市史研究』二六号、一九九三年）、仁藤智子『『和名類聚抄』（名古屋市立博物館資料叢書Ⅱ）』（『史学雑誌』一〇三卷二号、一九九四年）などで分析が試み

られている。これらは、註(1)解説と共に適宜参照した。

(3) 拙稿「平安中期上野国の一様相」(『群馬県史研究』二五号、一九八七年)。

(4) 大山誠一「古代駅伝制の構造とその変質」(『史学雑誌』八五卷四号、一九七六年)、柳雄太郎「駅伝制についての若干の考察」(『古代史論叢』吉川弘文館、一九七八年所収)、永田英明『古代駅伝制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇四年)等参照。

(5) 関和彦「余戸論」(『風土記と古代社会』塙書房、一九八四年)。

(6) 例えば新野直吉「古代俘囚論」(『日本歴史』四一八号、一九八四年)、平川南「俘囚と夷俘」(『日本古代の支配と構造』吉川弘文館、一九八七年)など。

(7) 例えば山中敏史「郡衙の構造と機能」(『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四年)。

(8) 拙稿「中高瀬上之原遺跡—二一号土坑出土の刻字土器の地域史的意義」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『中高瀬上之原遺跡』一九九三年所収)。

(9) 拙稿「上野国多胡郡山部郷に関する覚書」(『信濃』三六卷一一号、一九八四年)、同「古代村落遺跡の地域史的意義」(野田嶺志編『村のなかの古代史』岩田書院、二〇〇〇年所収)。

(10) 拙稿「古代の『山田』について」(『東国史論』一九九二年)、同「上野国山田郡に関する三題」(『桐生史苑』五一号、二〇一二年)。